

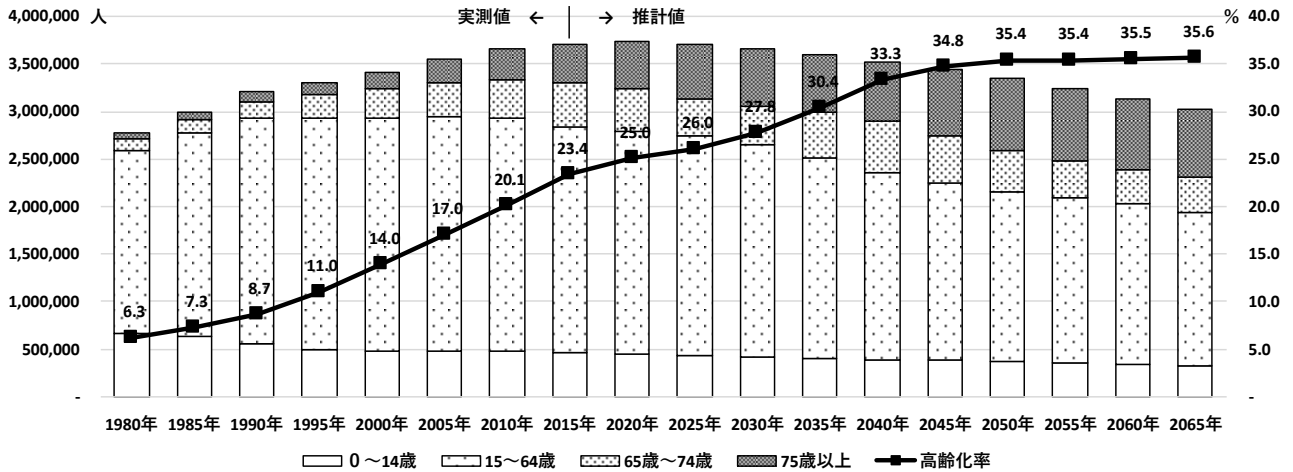
資料編

1 横浜市の状況（統計データ）

(1) 横浜市の福祉保健に関わる基礎データ

ア 人口（年齢4区分別）の推移と将来推計、高齢化率

総人口は年々増加し、2019年にピークを迎えますが、その後は減少に転じる見込みです。高齢化に伴って生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢化率は2035年に30.4%となり、市内人口の3割を超えると推計しています。また、2025年に団塊の世代が75歳を迎えることにより、中でも75歳以上の割合が拡大すると見込まれています。

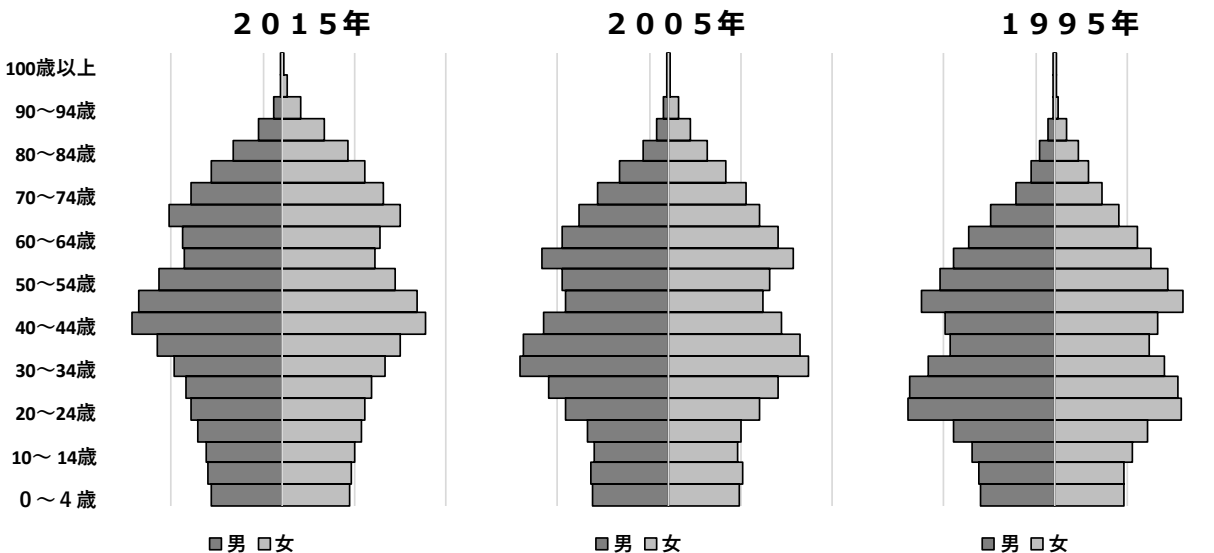


注) 構成比は、「年齢不詳を含まない総人口」に対する構成比

出典) 2015年までは国勢調査、2020年以降は政策局「横浜市将来人口推計」

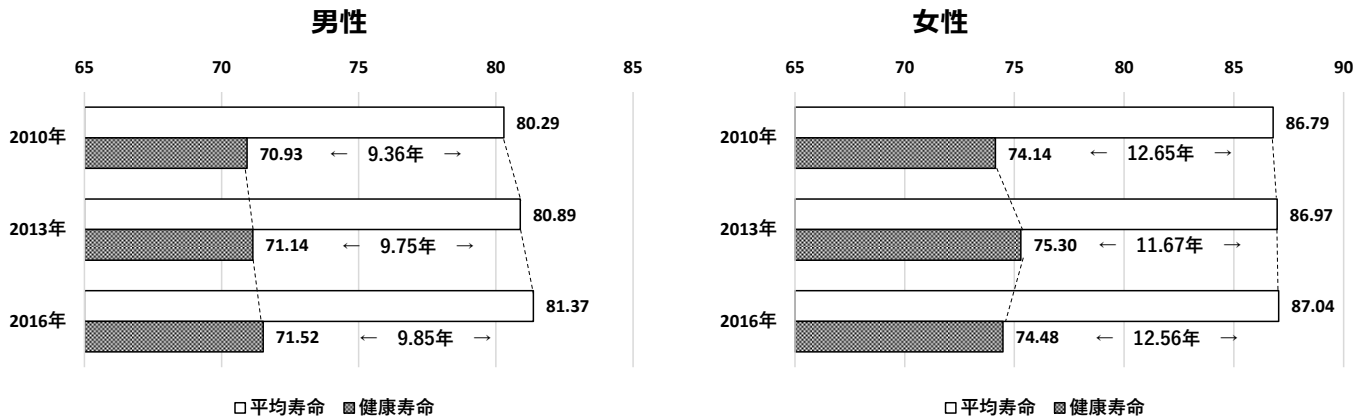
イ 人口ピラミッド

人口ピラミッドは「つぼ型」を示しています。最も割合が高い層は1995年時点では20～30代でしたが、2015年には40～50代に移行しています。また、30代以下の割合は年齢が下がるのに従って縮小し、70～80代の割合が、特に女性で拡大していることが特徴的です。



ウ 平均寿命と健康寿命の推移

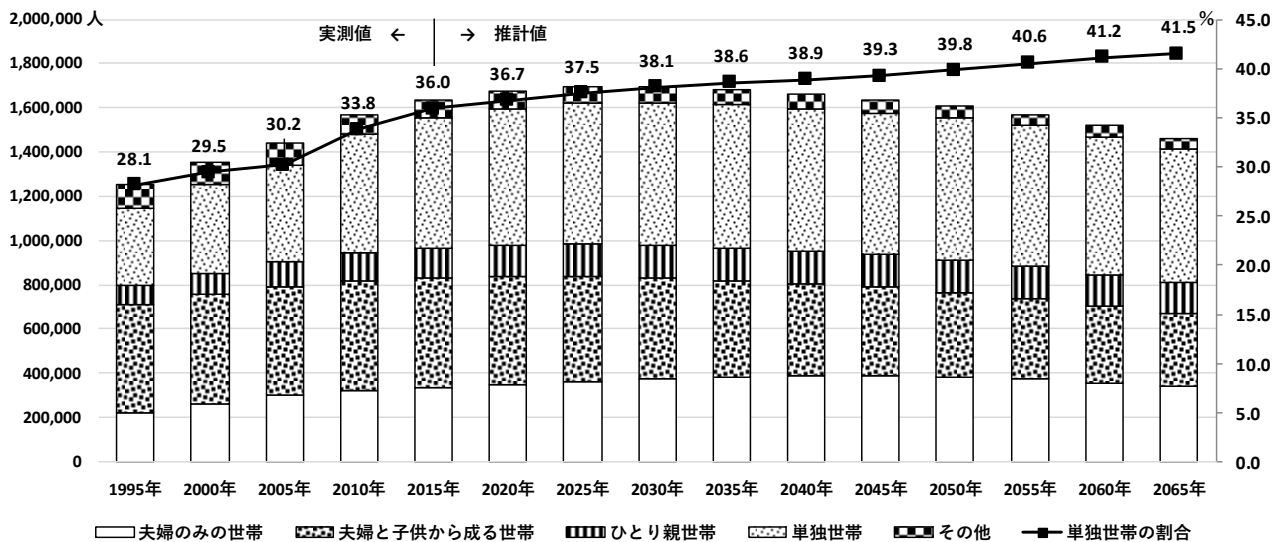
男性の平均寿命と健康寿命は、2010年以降伸び続けており、その差はおおむね10年弱となっています。女性の健康寿命は、2013年から2016年にかけて縮小しているものの、2010年と比べると平均寿命、健康寿命ともに伸びており、その差は12歳前後となっています。



出典) 健康横浜 21 中間評価報告書 (平成 30 年 3 月)

エ 家族類型別世帯数の推移と推計

単独世帯の割合が年々増加しており、2025年には全体の35%を超え、2065年には全体の40%を超えると見込まれています。



出典) 2015年までは国勢調査、2020年以降は政策局「横浜市将来人口推計」

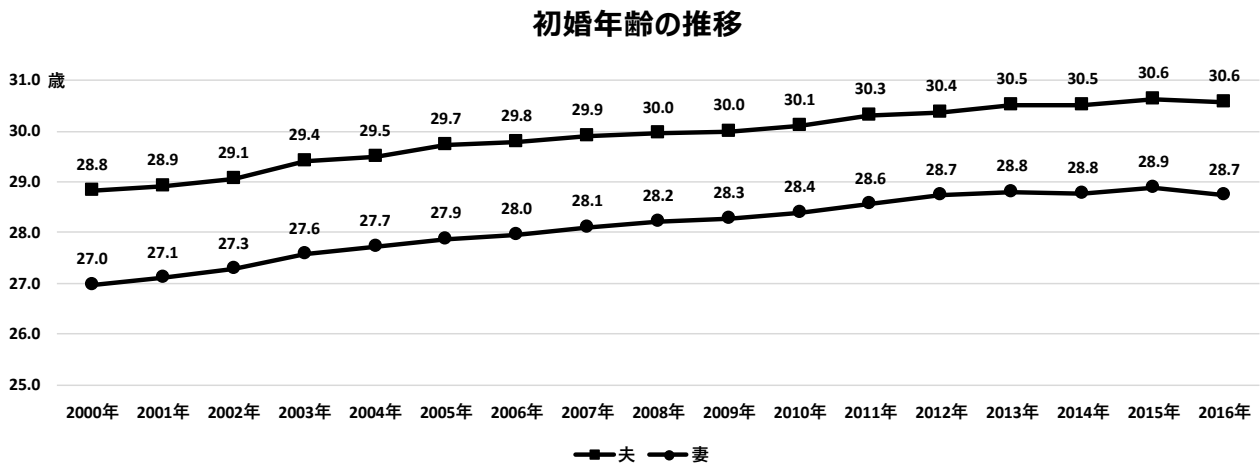
オ 合計特殊出生率、出生数の推移及び初婚年齢の平均の推移

合計特殊出生率は、2005年に1.16まで落ち込みましたが、その後は回復傾向にあり、2016年には1.35となっています。

また、初婚年齢は、男女ともに緩やかに上昇しており、2016年時点で夫は30.6歳、妻は28.7歳となっています。



出典) 横浜市統計ポータルサイト「人口・世帯」合計特殊出生率 (横浜市保健統計年報)
「人口動態調査結果」福祉保健センター別人口動態及び人口動態率 (横浜市衛生年報)



出典) 横浜市統計ポータルサイト「人口動態調査結果」婚姻の福祉保健センター別状況
(初婚件数及び平均初婚年齢)

(2) 各分野別における状況

ア 高齢者

(ア) 団塊の世代が75歳以上となる2025年における各種推計値（後期高齢者数、要介護認定者数、認知症高齢者数の推計倍率）

2015年から2025年にかけて、後期高齢者数は40万人から58万人、要介護認定者数は15万人から21万人、認知症高齢者数は14万人から20万人となり、それぞれ約1.4倍に急増することが見込まれています。



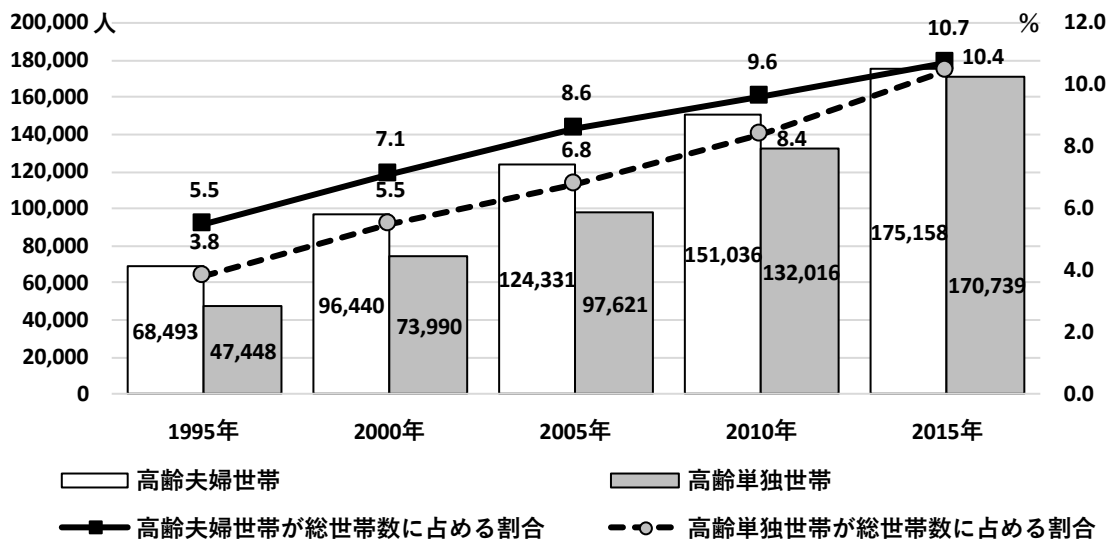
出典) 後期高齢者数は平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

要介護認定者数は第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推計値

認知症高齢者数は「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授）の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

(イ) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）、高齢単独世帯ともに増加が続いており、総世帯数に占める割合は、2015年には高齢単独世帯が10.4%、高齢夫婦世帯が10.7%と、ともに10%を超えています。特に高齢単独世帯は1995年と比べて約2.7倍と大幅に増加しています。

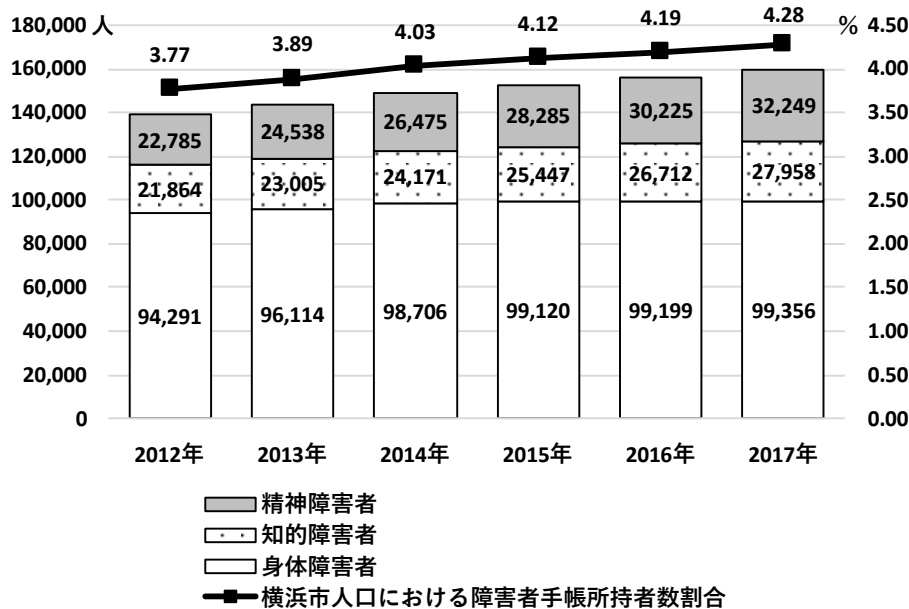


出典) 国勢調査

イ 障害者

(ア) 障害者手帳所持者数と人口割合

人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。



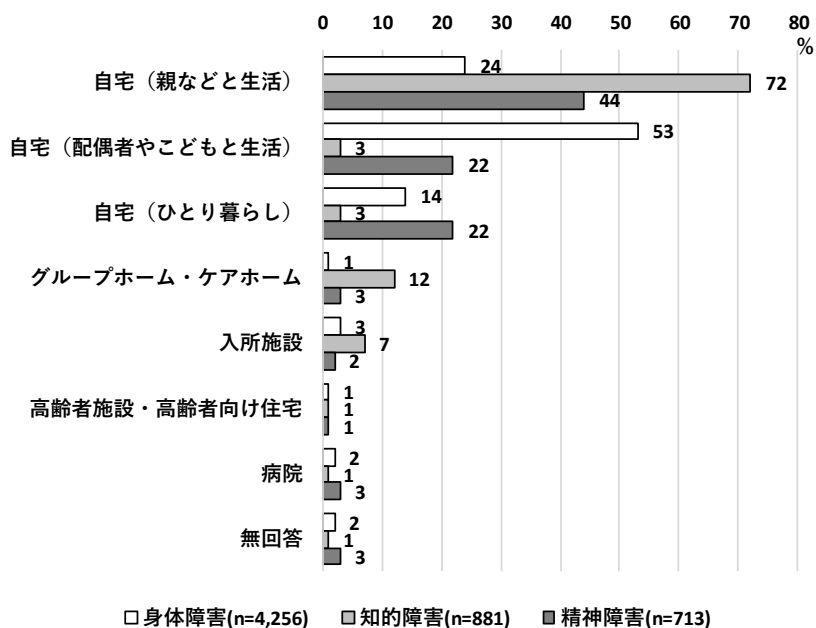
出典) 第3期障害者プラン (健康福祉局障害企画課)

(イ) 現在暮らしているところ

身体障害では、「自宅（配偶者や子どもと生活）」が最も多く53%、次いで「自宅（親などと生活）」が24%、「自宅（ひとり暮らし）」が14%の順となっています。

知的障害では、「自宅（親などと生活）」が72%と7割以上を占め、次いで「グループホーム・ケアホーム」が12%となっています。

精神障害では、「自宅（親などと生活）」が最も多く44%、次いで「自宅（配偶者や子どもと生活）」「自宅（ひとり暮らし）」がともに22%となっています。



出典) 第3期障害者プラン (健康福祉局障害企画課) より作成

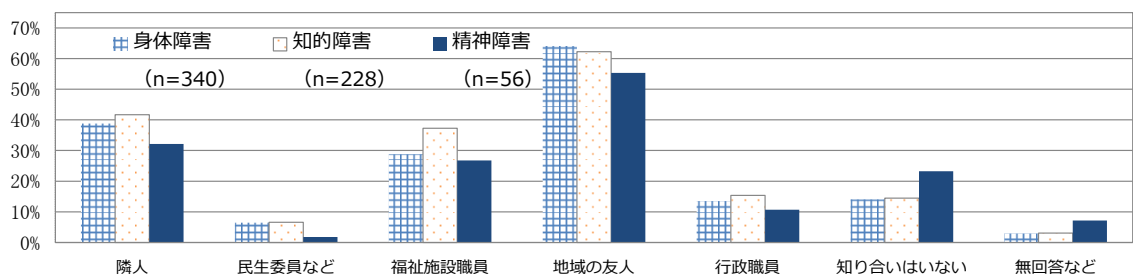
(ウ) 地域とのつきあい

年齢別に地域とのつきあいの状況を見ると、19歳未満では身体障害・知的障害・精神障害のいずれも、「地域の友人」と回答した人の割合が最も高く、次に「隣人」となっています。19歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満では、身体障害及び精神障害で「地域の友人」、知的障害で「福祉施設職員」と回答した人の割合が最も高くなっています。

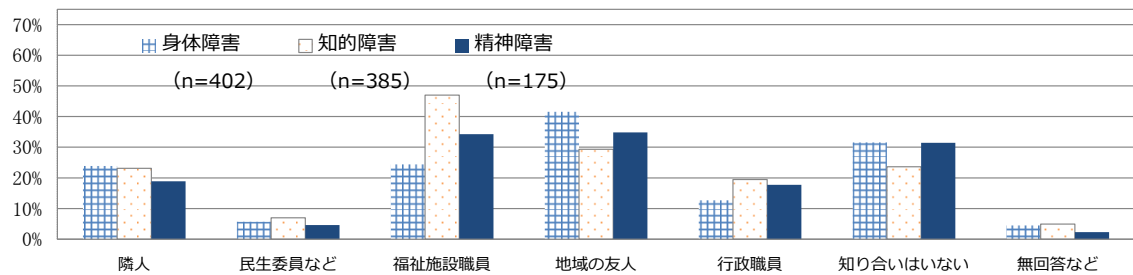
65歳以上では、身体障害で「地域の友人」、知的障害及び精神障害で「福祉施設職員」と回答した人の割合が、それぞれ最も高くなっています。

身体障害では、全ての年代で「地域の友人」と回答した人の割合が高く、知的障害ではおおむね全ての年代で「福祉施設職員」と回答した人の割合が高くなっています。また、精神障害では「知り合いはいない」と回答した人の割合が他に比べて高い傾向にあります。

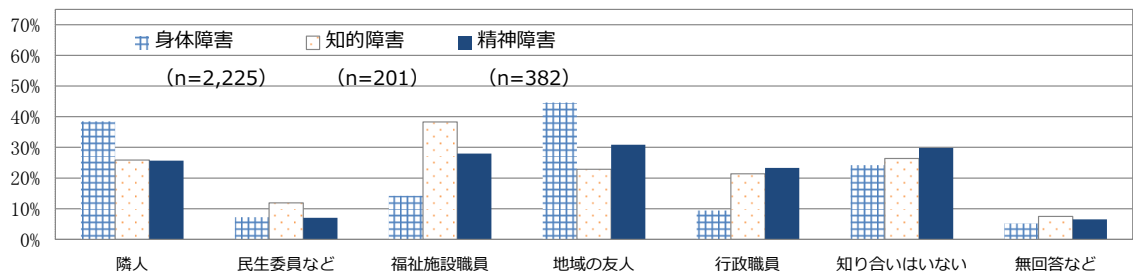
(1) 19歳未満



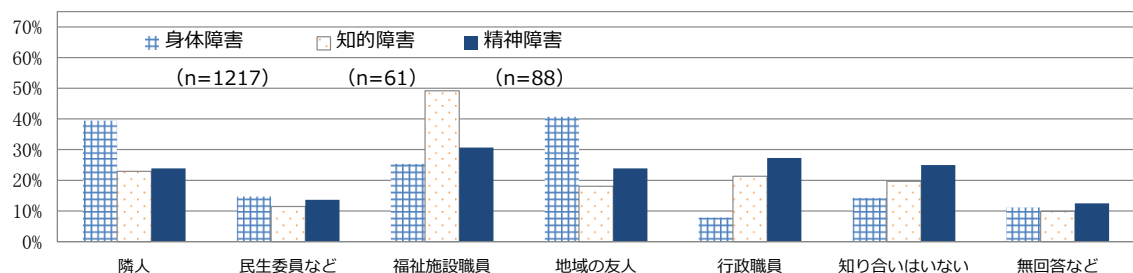
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上

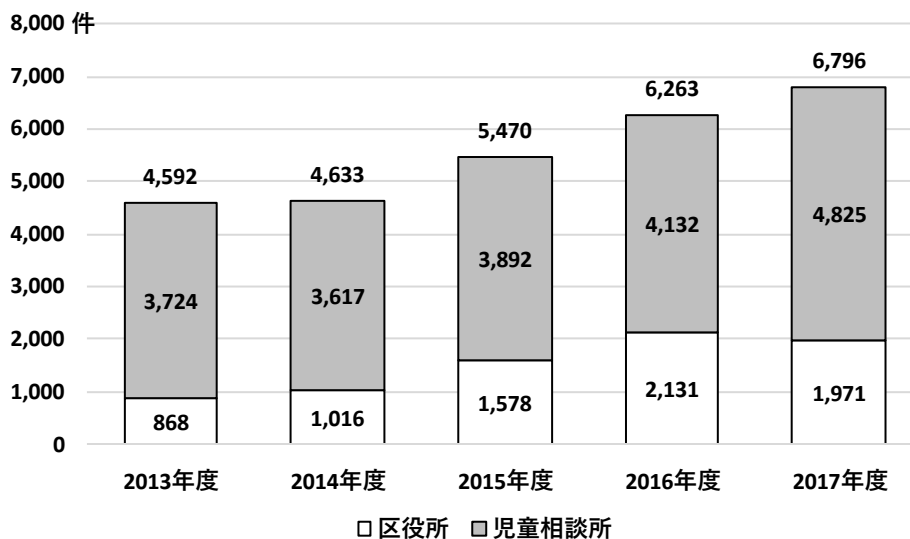


出典) 第3期障害者プラン(健康福祉局障害企画課)より作成

ウ 子ども

(ア) 児童虐待対応件数

児童虐待対応件数は年々増加しています。2017年度は、前年度と比べて区役所の対応件数は減少したものの、児童相談所での対応が増加しています。

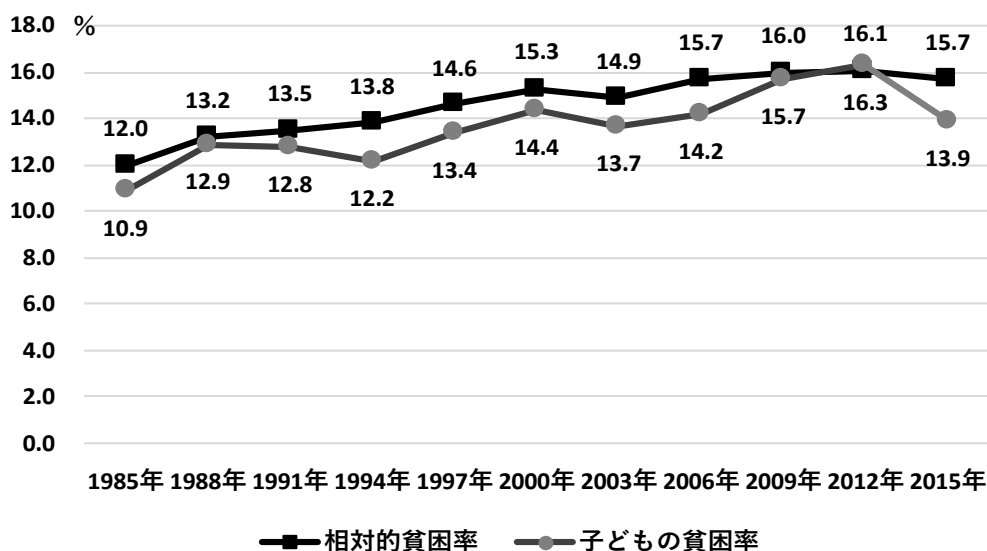


出典) こども青少年局こども家庭課 中央児童相談所

(イ) 子どもの貧困率

2015年の相対的貧困率（全国）は15.7%となっており、過去10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

子どもの相対的貧困率（全国）は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にありましたが、2015年は13.9%と減少しており、2012年から2.4ポイント減少しています。



注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

注2) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

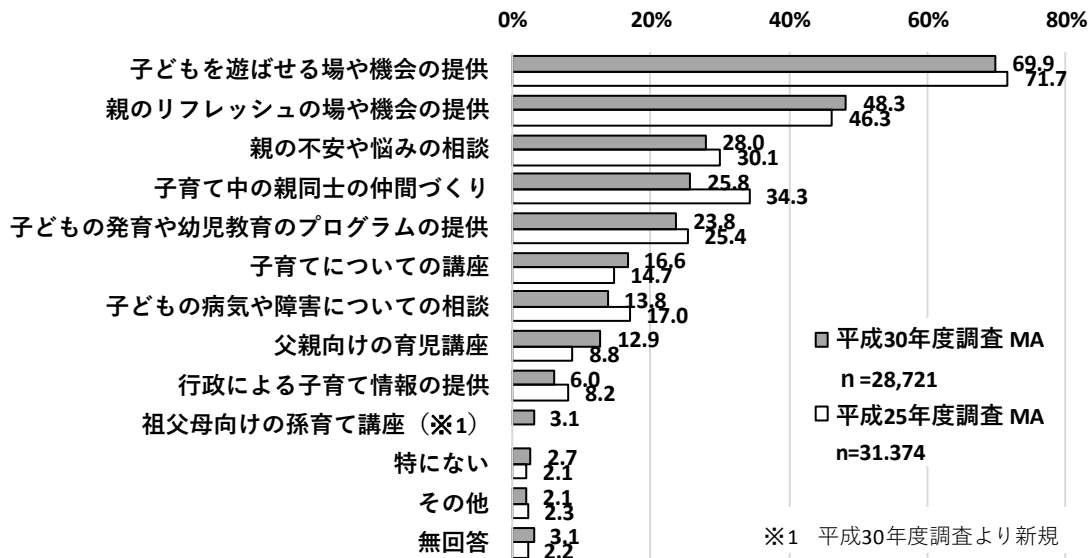
注3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

出典) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」

(ウ) 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものについて

平成30年度と平成25年度の「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児調査）」によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が約7割で最も多くなっています。

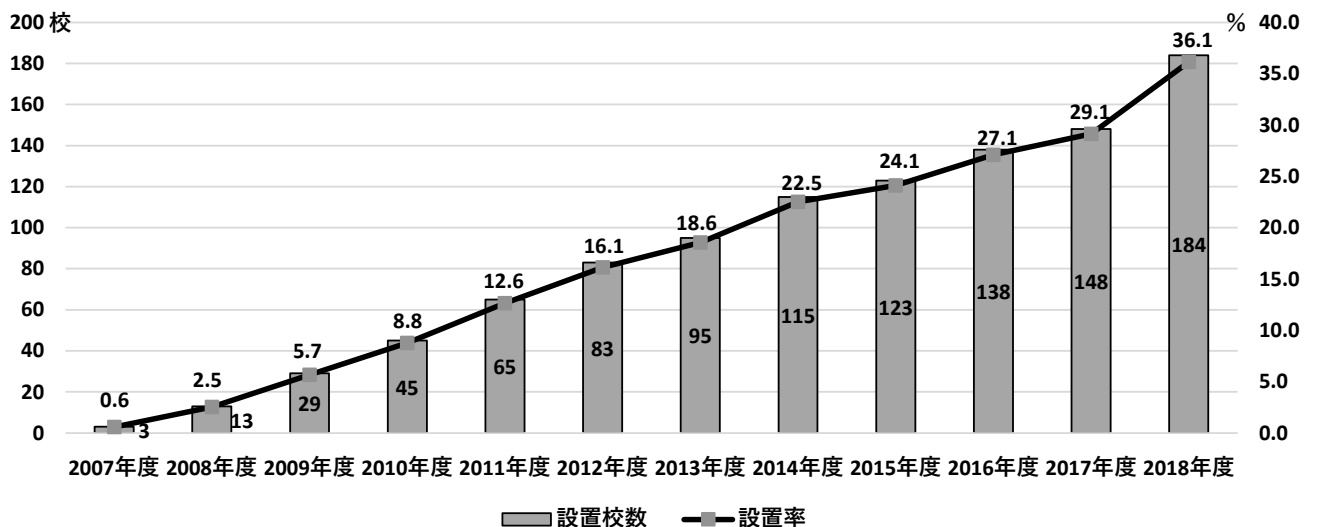


出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児調査）（こども青少年局）に係る平成30年11月調査結果報告書及び平成25年12月調査結果報告書より作成

工 学校

(ア) 学校運営協議会設置校数

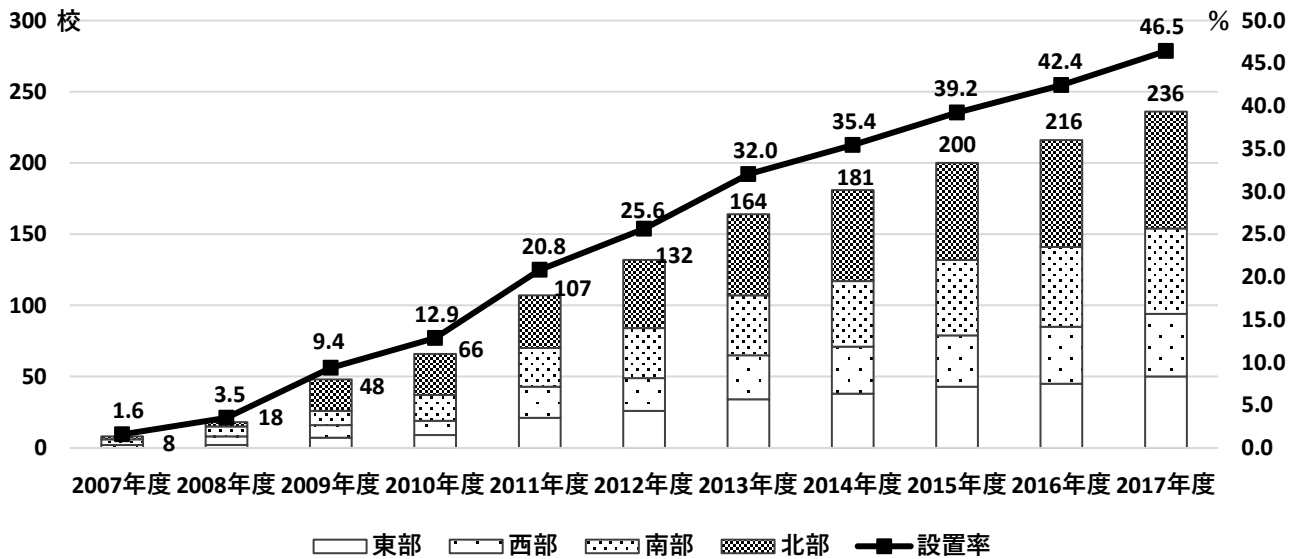
学校運営協議会設置校数は年々増加しており、2018年度には市内の市立学校509校のうち184校に学校運営協議会が設置されています。



出典）教育委員会事務局指導企画課

(イ) 学校・地域コーディネーター設置校数

学校・地域コーディネーター設置校数は年々増加しており、2017年度には市内の市立学校508校のうち236校に学校・地域コーディネーターが設置されています。

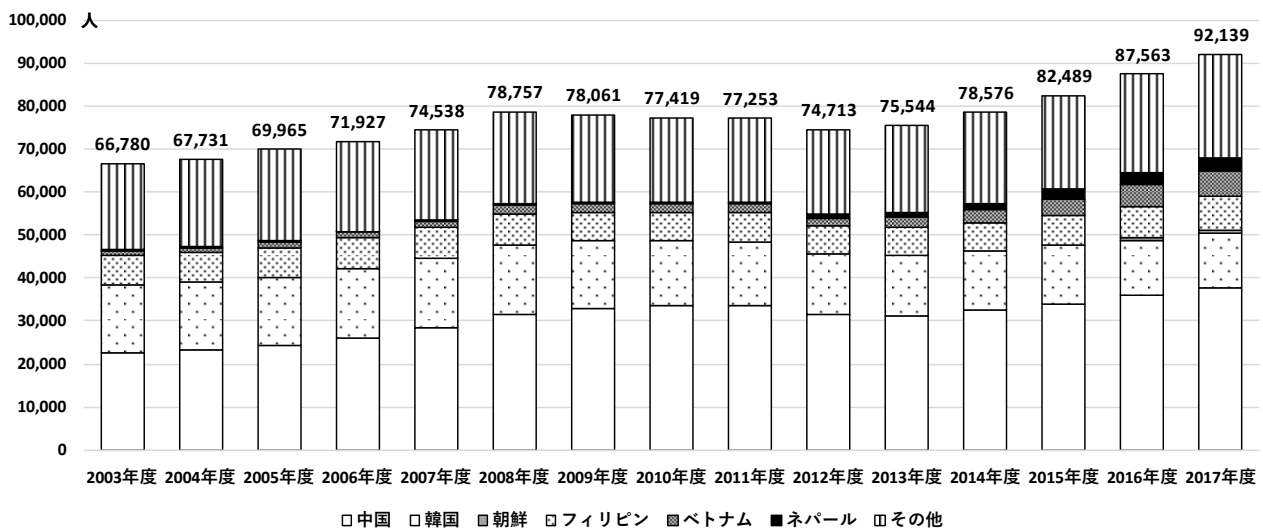


出典) 教育委員会事務局指導企画課

オ 外国人

主な国籍別外国人人口

外国人人口は、ここ数年増加しています。2017年度時点の国籍別内訳を見ると、多い順に中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパールと続きます。中でも、中国籍の増加が目立ちます。



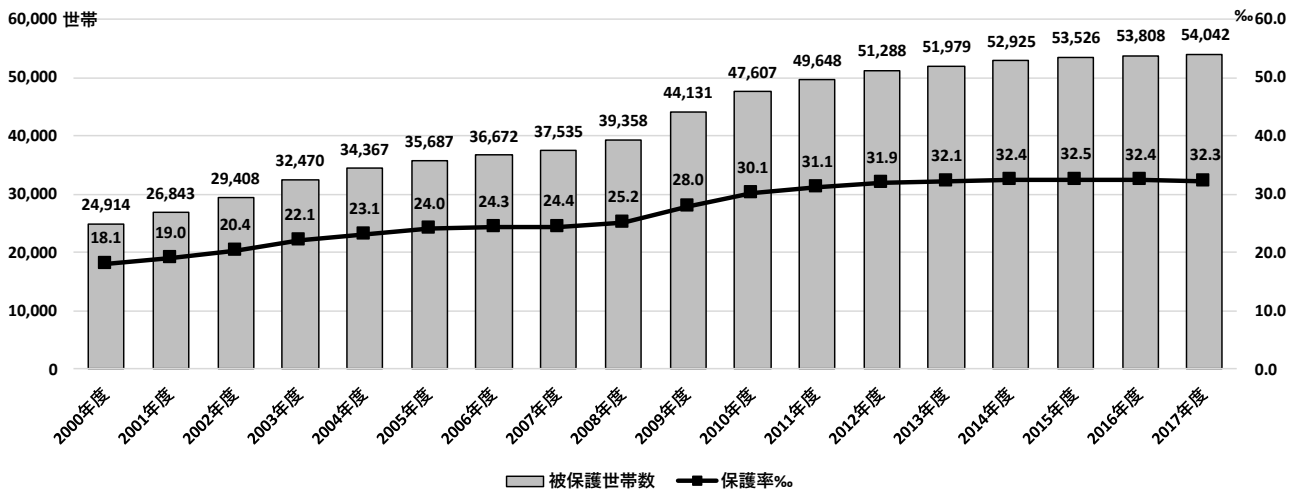
- 注 1) 2011年度以前の台湾の数値は中国に含まれている。
- 注 2) 2015年度以前の朝鮮の数値は韓国に含まれている。
- 注 3) 2012年7月9日に「外国人登録法」が廃止。

出典) 横浜市統計書

カ 生活困窮

(ア) 生活保護世帯数・保護率

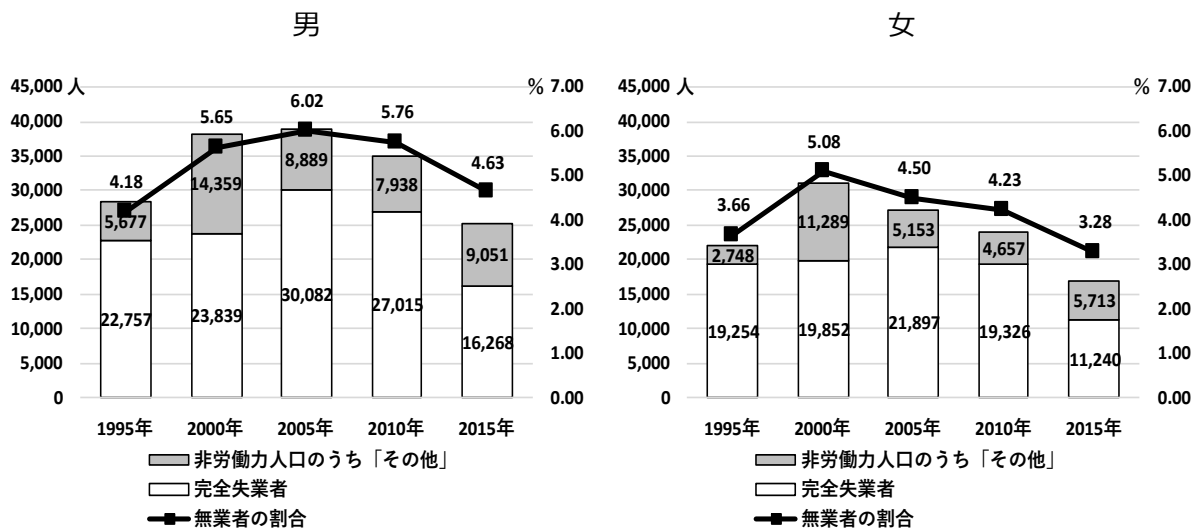
生活保護世帯数は、2000年度以降一貫して増加が続いており、2017年度は54,042世帯で、10年前の約1.4倍となっています。なお、保護率は年々上昇していましたが、ここ5年は横ばいとなっています。



出典) 健康福祉局生活支援課

(イ) 無業者数・無業者の割合【15～39歳】

無業者数・無業者の割合（15～39歳）は、男性は2005年、女性は2000年にピークを迎えましたが、それ以降は減少傾向となっています。



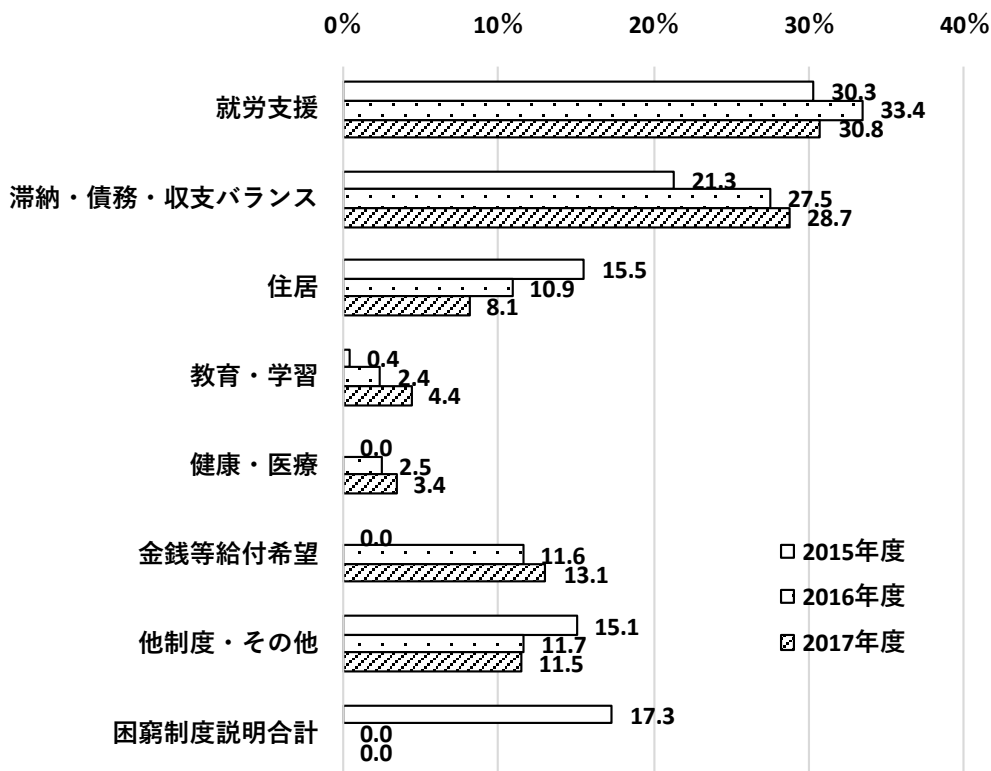
出典) 国勢調査

(7) 横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳（初回相談の主訴）・年齢内訳

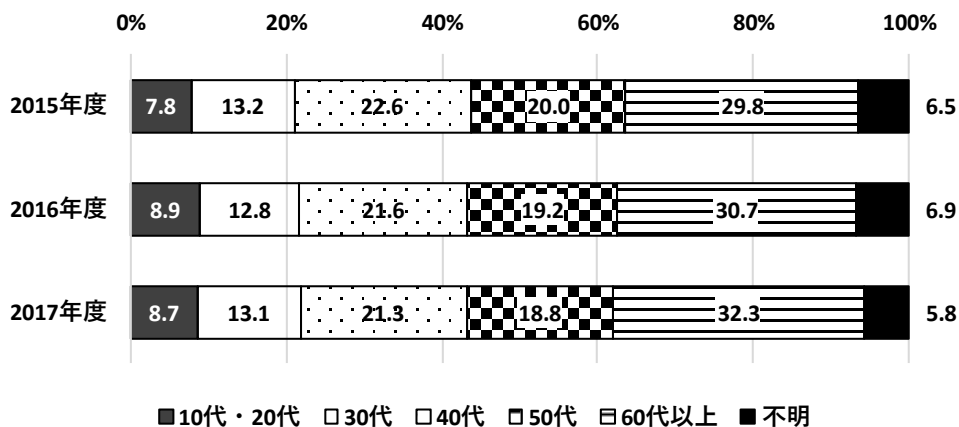
横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳を見ると、最も多いのは「就労支援」の30.8%、次いで「滞納・債務・収支バランス」の28.7%となっています。

横浜市生活困窮者自立支援制度相談者年代内訳を見ると、2017年度は60代以上32.3%で最も多く、次いで40代が21.3%、50代が18.8%、30代が13.1%、10代・20代が8.7%の順で続いており、2015年度から同様の傾向が続いています。

横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳（初回相談の主訴）



横浜市生活困窮者自立支援制度相談者年齢内訳



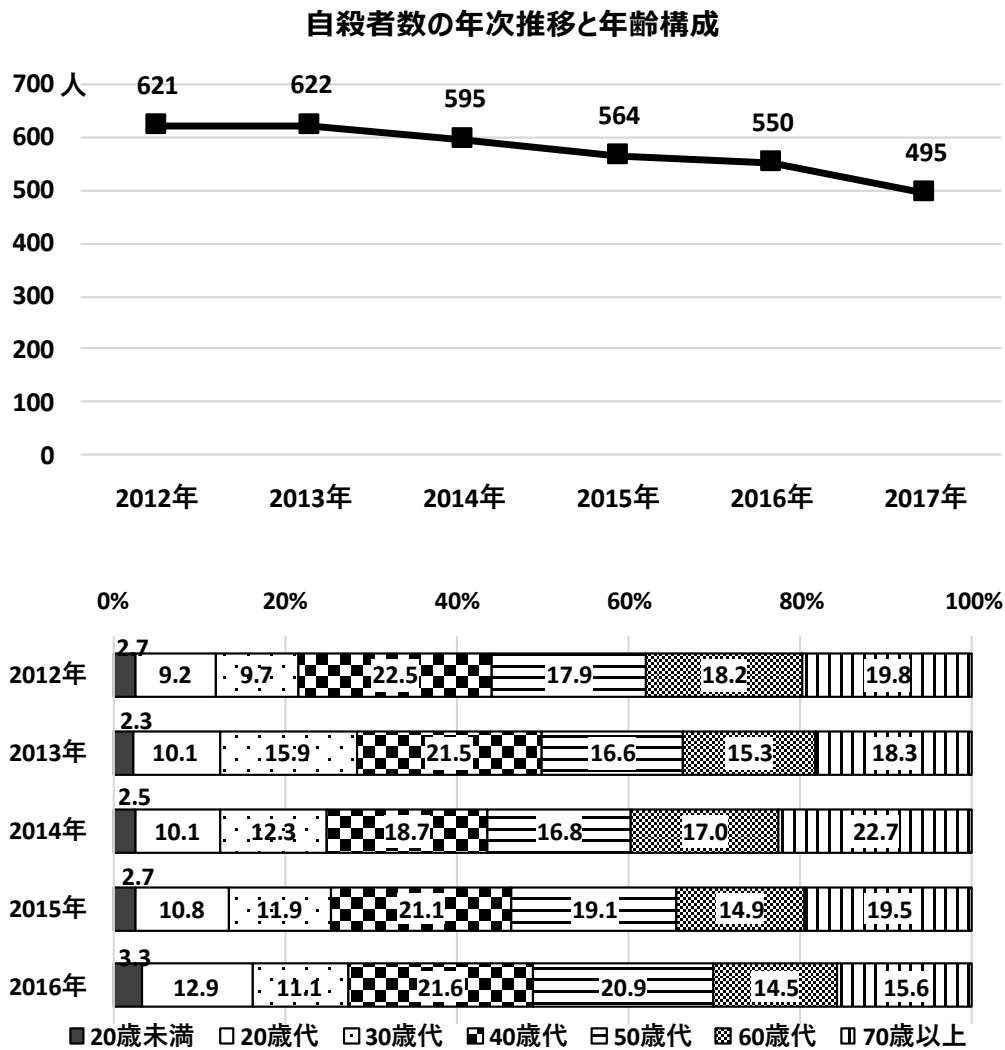
出典) 横浜市生活困窮者自立支援制度実施報告（平成30年5月15日）（健康福祉局生活支援課）

キ 自殺対策

(ア) 自殺者数と年齢構成

自殺者数は2017年で495人となっており、減少傾向が続いています。

自殺者の年齢構成を見ると、2016年では40代が21.6%で最も多く、次いで50歳代が20.9%、70歳以上が15.6%、60歳代が14.5%、20歳代が12.9%、30歳代が11.1%、20歳未満が3.3%の順となっています。

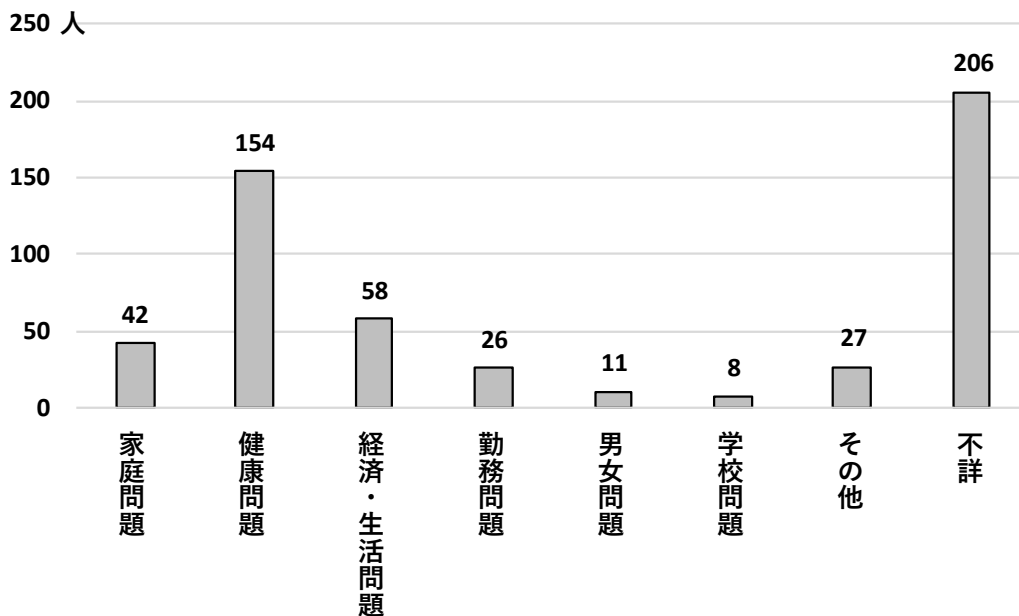


注) 「%」はそれぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

出典) 人口動態調査(厚生労働省)の結果を本市で独自集計(健康福祉局障害企画課)

(イ) 自殺の原因・動機

自殺の動機（延べ数）を見ると、不詳を除いて最も多いのは「健康問題」で、154人と突出しています。次いで「経済・生活問題」が58人、「家庭問題」が42人、「勤務問題」が26人の順となっています。

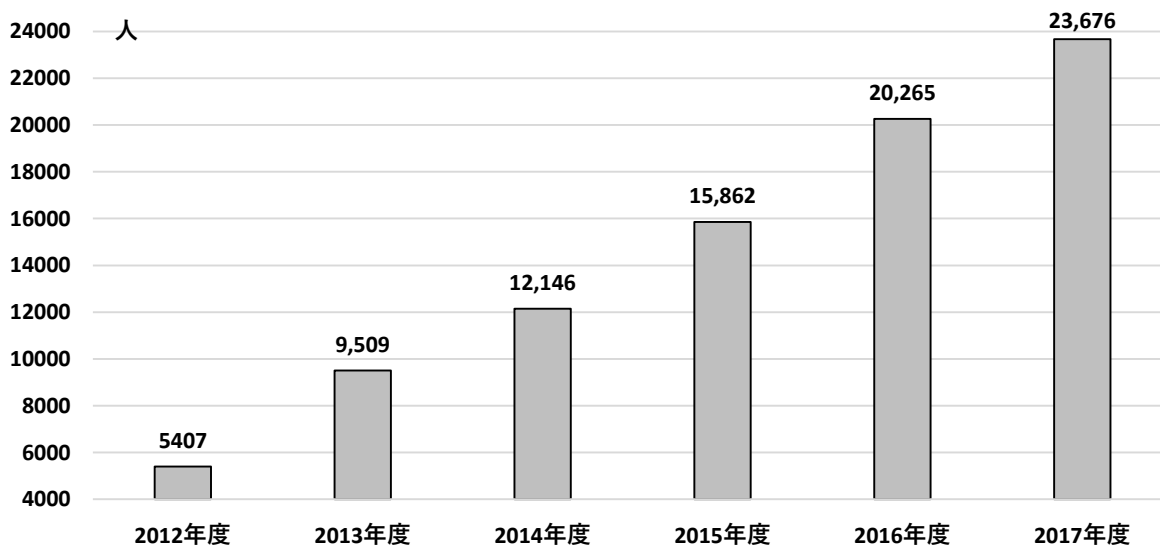


注) 重複回答可であるため、延べ数

出典) 平成 29 年自殺統計 (神奈川県警察本部) を基に本市で独自集計 (健康福祉局障害企画課)

(ウ) ゲートキーパーの数 (自殺対策研修受講者数)

ゲートキーパーの数 (自殺対策研修受講者数) は、2012 年度から 2017 年年度にかけて 5,407 人から 23,676 人 (累計) となり、約 4.4 倍に増加しています。

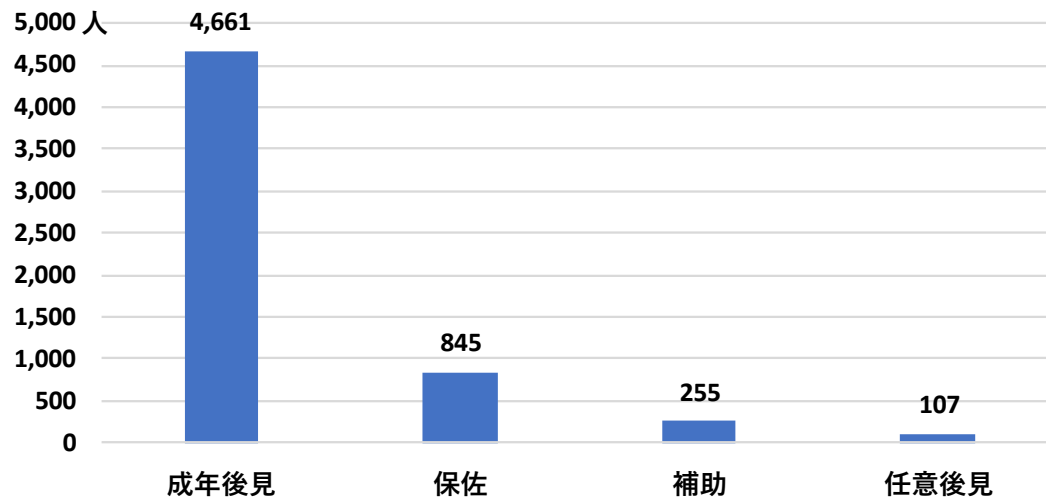


出典) 健康福祉局障害企画課

ク 成年後見支援制度

(ア) 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数は、成年後見が4,661人となっており、全体の約80%と大多数を占めています。



注1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

注2) 本資料は、平成29年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

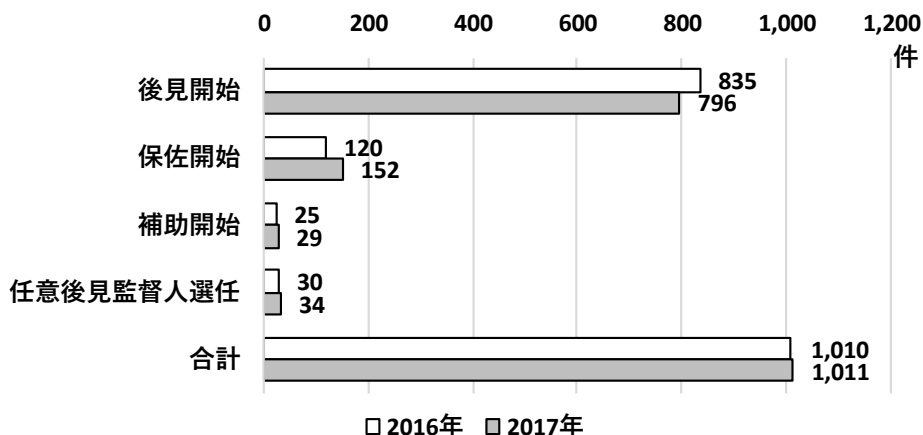
注3) 注2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

注4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典) 横浜家庭裁判所

(イ) 成年後見関係事件の認容件数

成年後見関係事件の認容件数は、2017年に1,011件となっており、2016年とほぼ同数で推移しています。内訳は、後見開始が796件で最も多く、次いで保佐開始が152件となっています。



注1) 本資料は、横浜家庭裁判所（管内支部を含む。）の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち2016年1月から2017年12月までに認容で終局した事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

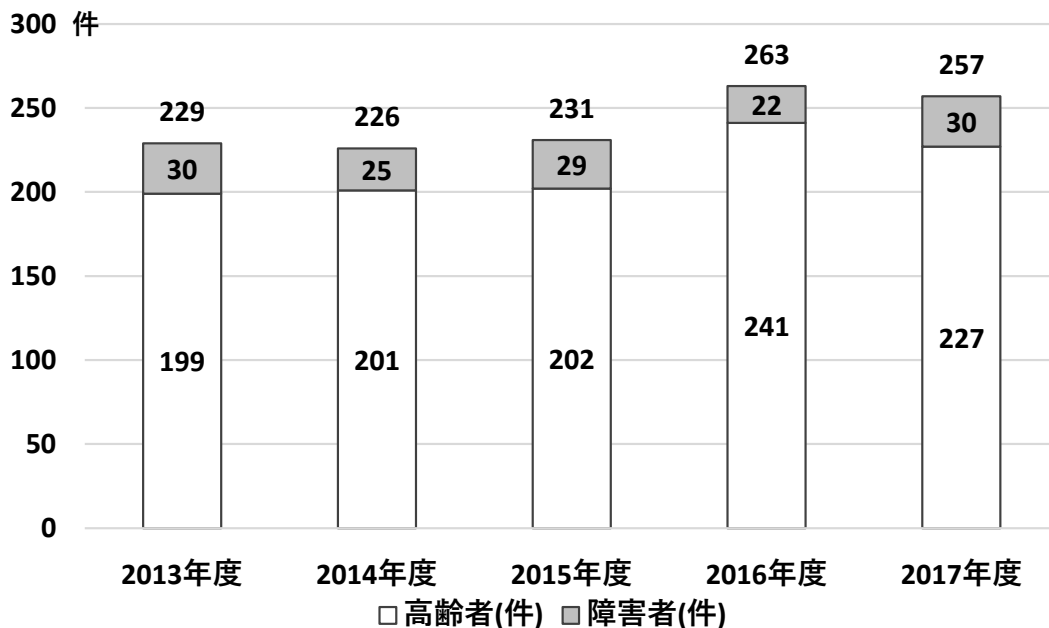
注2) 注1)の事件には、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上していない。

注3) 本人の住所地は、2016年12月末時点及び2017年12月末時点で事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典) 横浜家庭裁判所

(ウ) 区長申立て件数

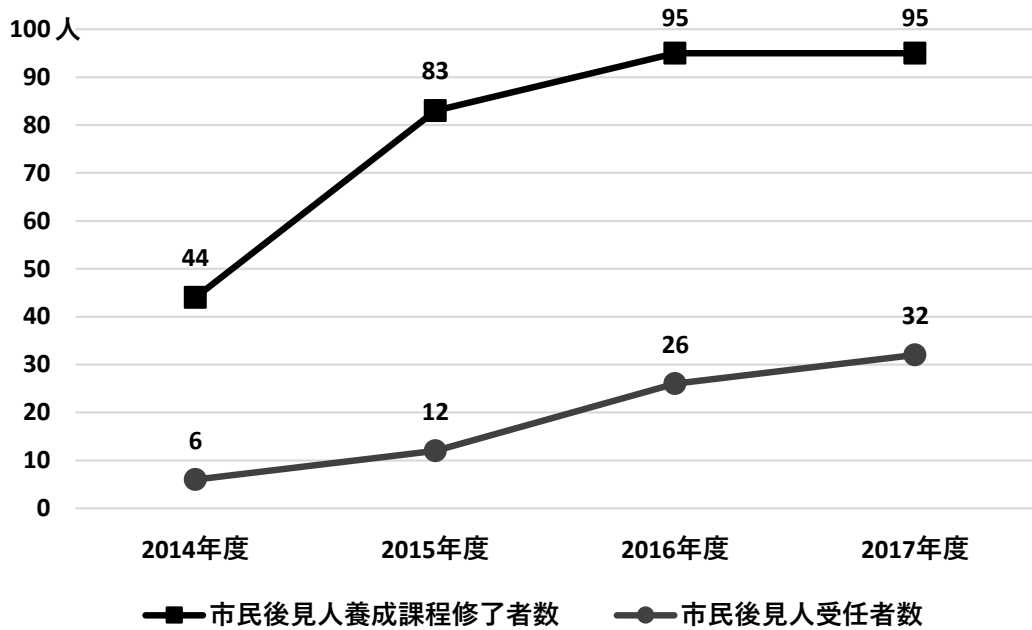
区長申立て件数は、2013年度から2017年度までの5年間で、200件から300件の間で推移しており、2017年度は高齢者・障害者合わせて257件となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(I) 市民後見人養成及び市民後見人受任者数

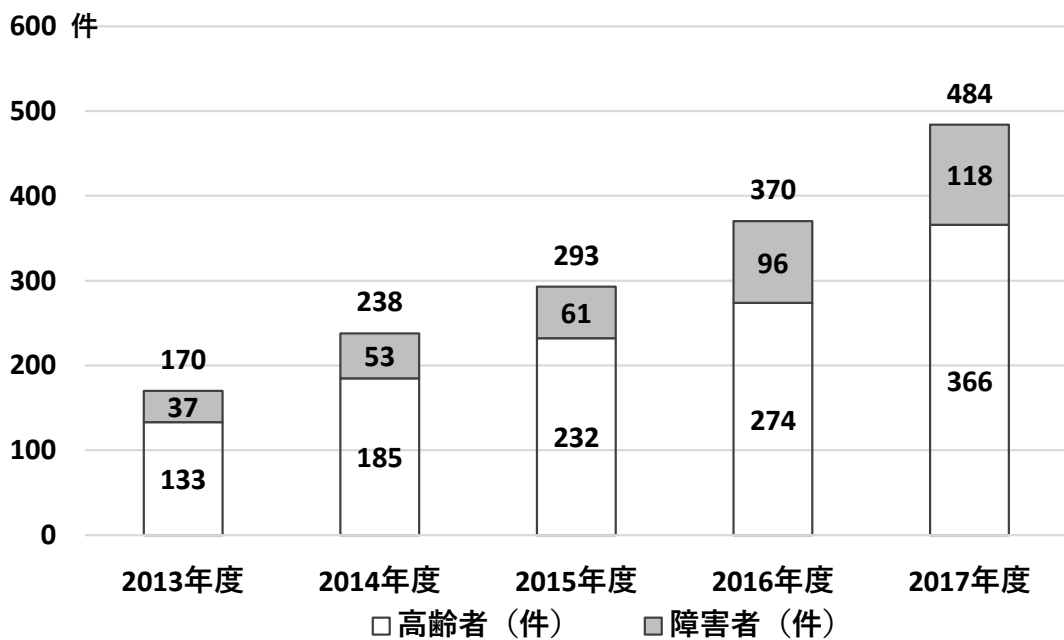
市民後見人養成課程の修了者数は2014年度から2015年度にかけて大きく増加し、2017年度には95人となっています。また、市民後見人受任者数も増加傾向で、2017年度には32人となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(I) 後見人等への報酬助成件数

後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2017年度には484件となっています。

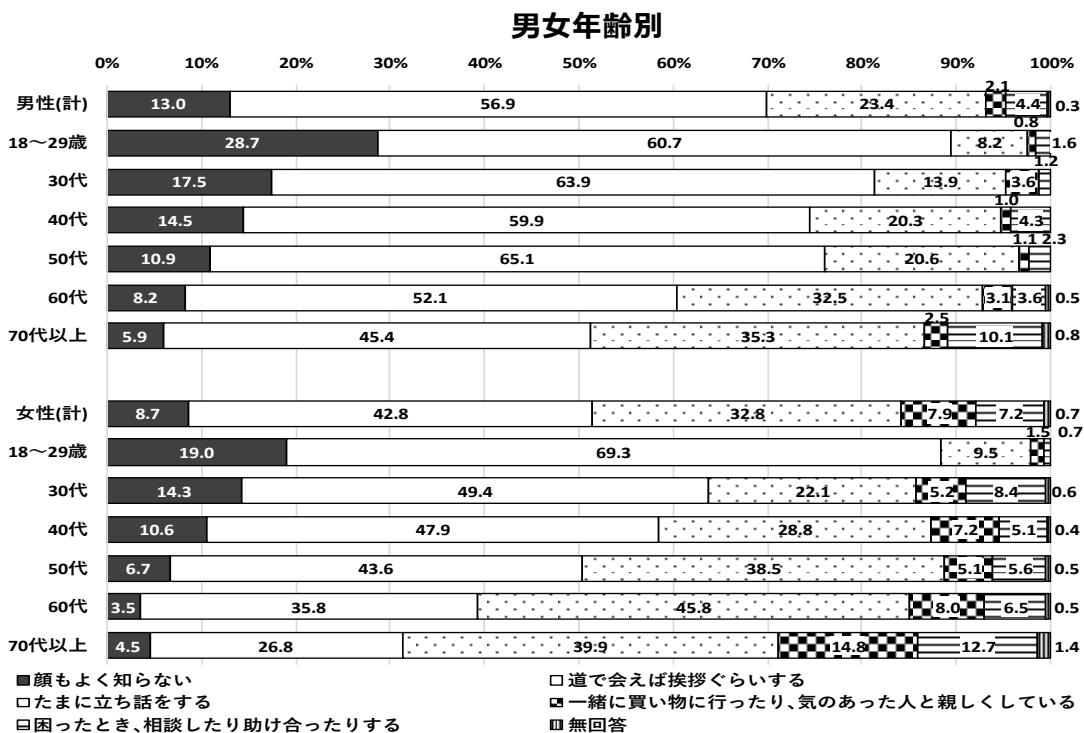
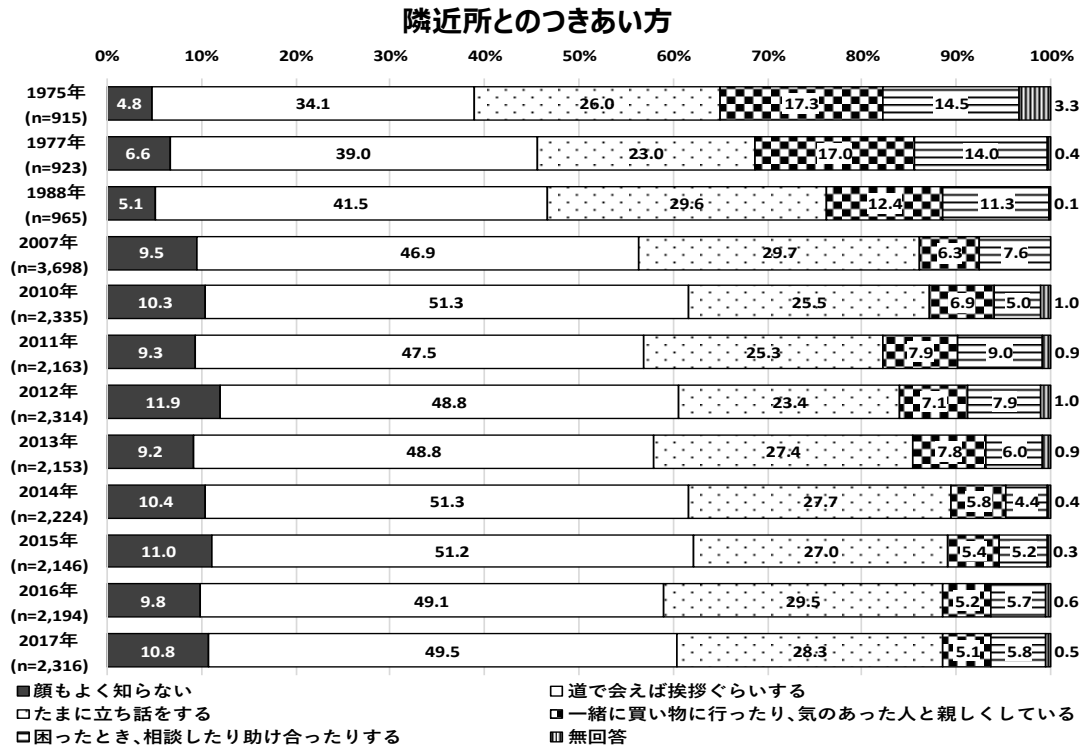


出典) 健康福祉局福祉保健課

(3) 地域活動や市民活動の状況

ア 隣近所とのつきあい方

横浜市民意識調査では、隣近所とのつきあい方について「道で会えば挨拶ぐらいする」と回答した人がここ数年半数近くを占めている一方、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合は減少傾向です。また、年齢が低いほど「顔もよく知らない」と回答した人の割合が高い傾向にある一方で、70代以上の女性では「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合が高くなっています。

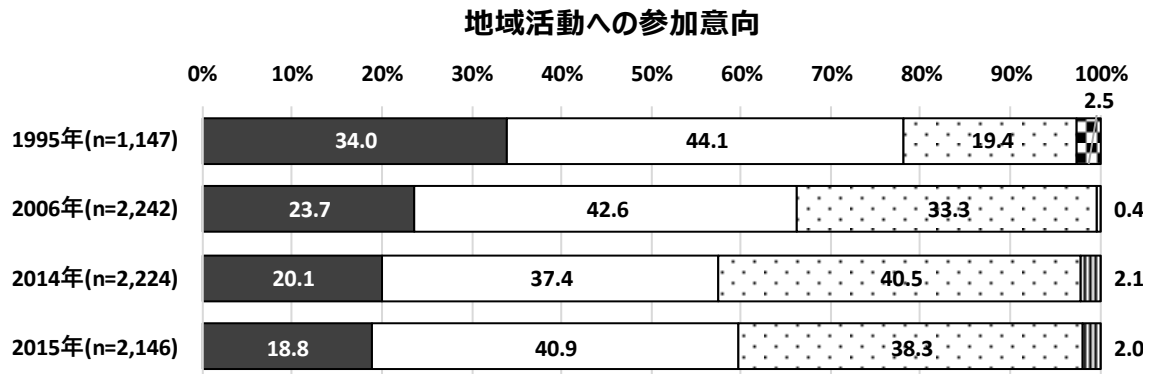


出典) 横浜市民意識調査 (平成 29 年度)

イ 地域活動への参加意向

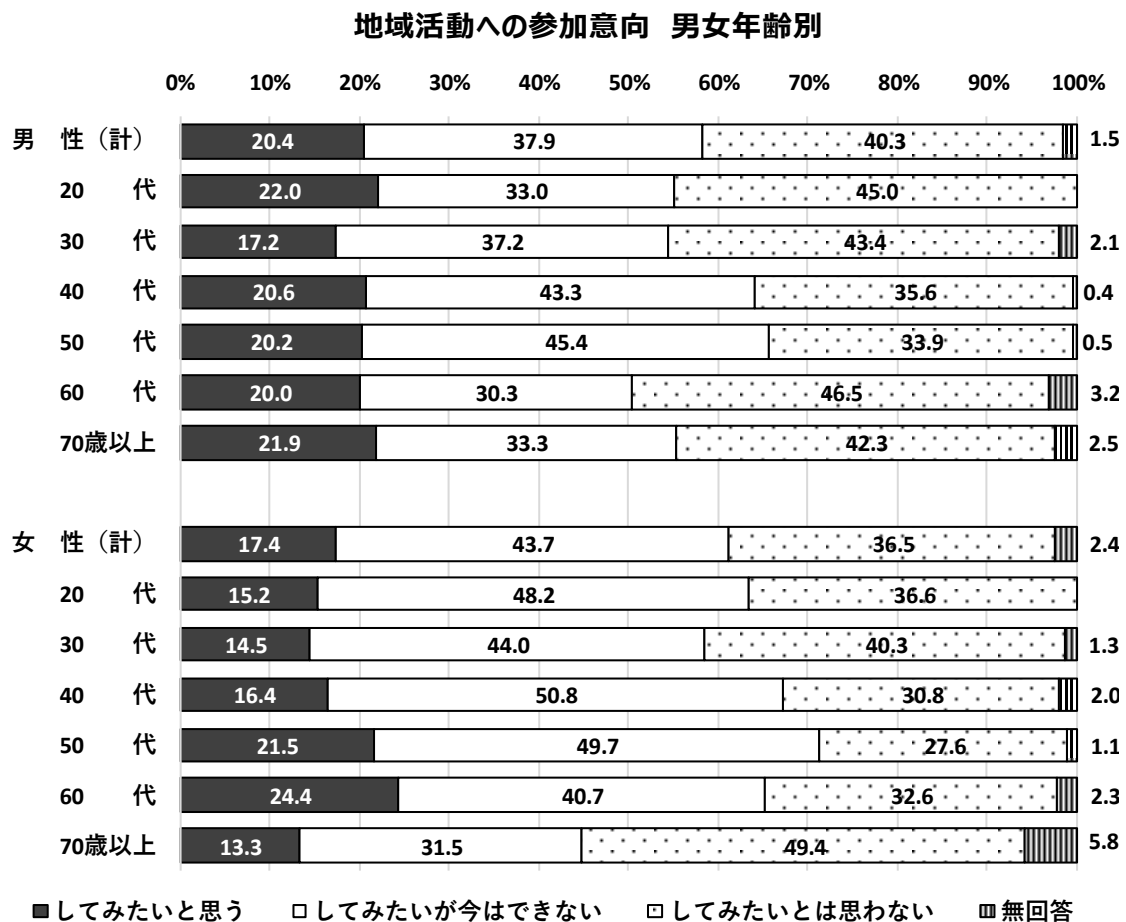
地域活動への参加意向について「してみたいと思う」と回答した人の割合は、1995年から減少が続いており、2015年には18.8%となっています。

男女年齢別で見ると、参加意向が最も高いのは60代女性で、およそ4人に1人が「してみたいと思う」と回答しています。



■ してみたいと思う □ してみたいが今はできない □ してみたいとは思わない □ わからない ▨ 無回答

注) 平成7年調査のみ「わからない」の選択肢あり



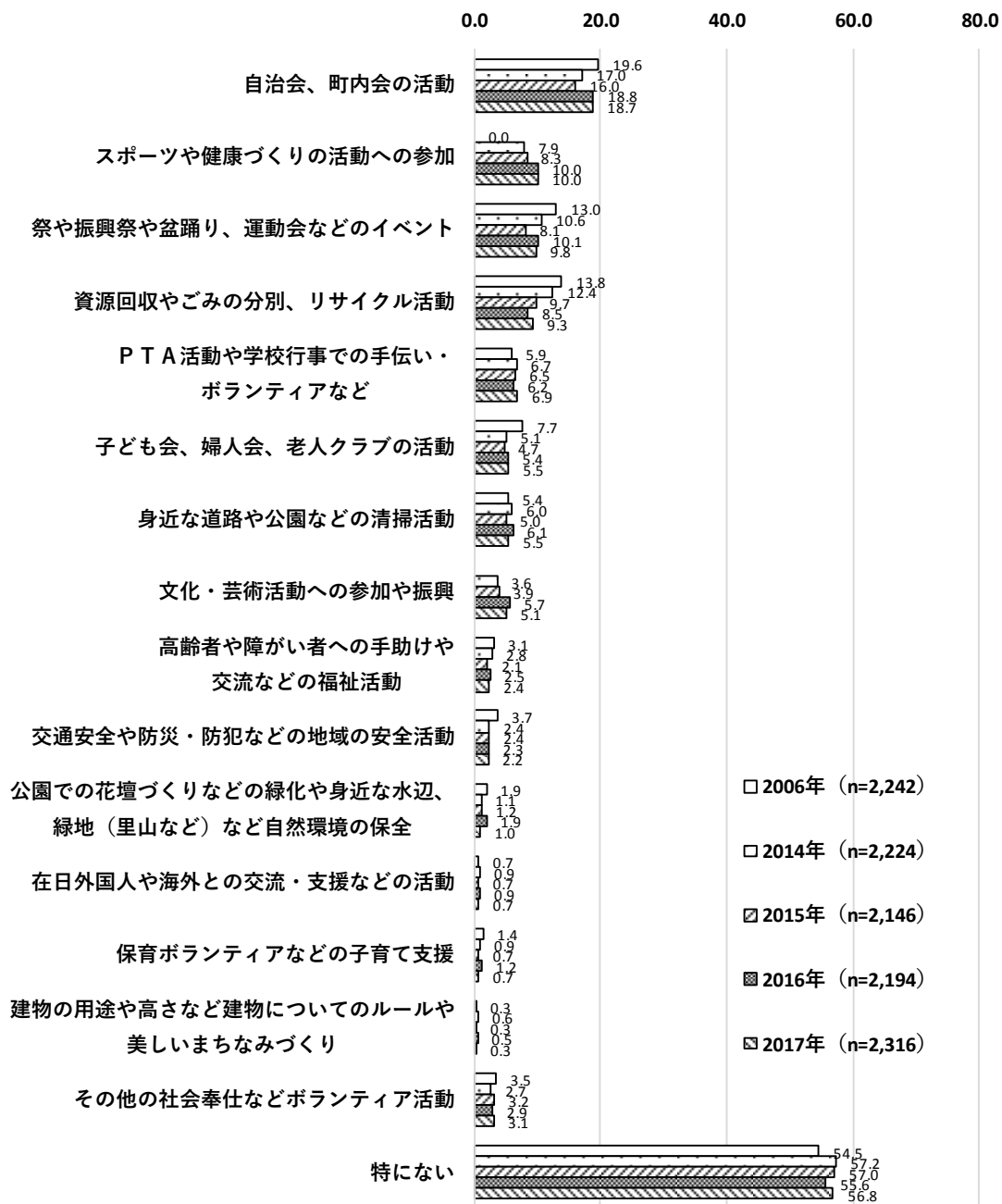
■ してみたいと思う □ してみたいが今はできない □ してみたいとは思わない □ わからない ▨ 無回答

出典) 横浜市民意識調査 (平成27年度)

ウ 参加している地域活動

参加している地域活動は、2006年以降一貫して「自治会、町内会の活動」が最も多くなっています。

2017年は、以下「スポーツや健康づくりの活動への参加」、「祭や振興祭や盆踊り、運動会などのイベント」、「資源回収やごみの分別、リサイクル活動」、「PTA活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」、「子ども会、婦人会、老人クラブの活動」と続いています。



注) 2006年調査は、選択肢の一部が以下のように異なる。

「PTA活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」→「PTA活動」

「身近な道路や公園などの清掃活動」→「身近な道路などの清掃活動」

「公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地（里山など）など自然環境の保全」→「公園での花壇づくりや美化活動、身近な水辺や緑地（里山など）などの自然環境の保全」

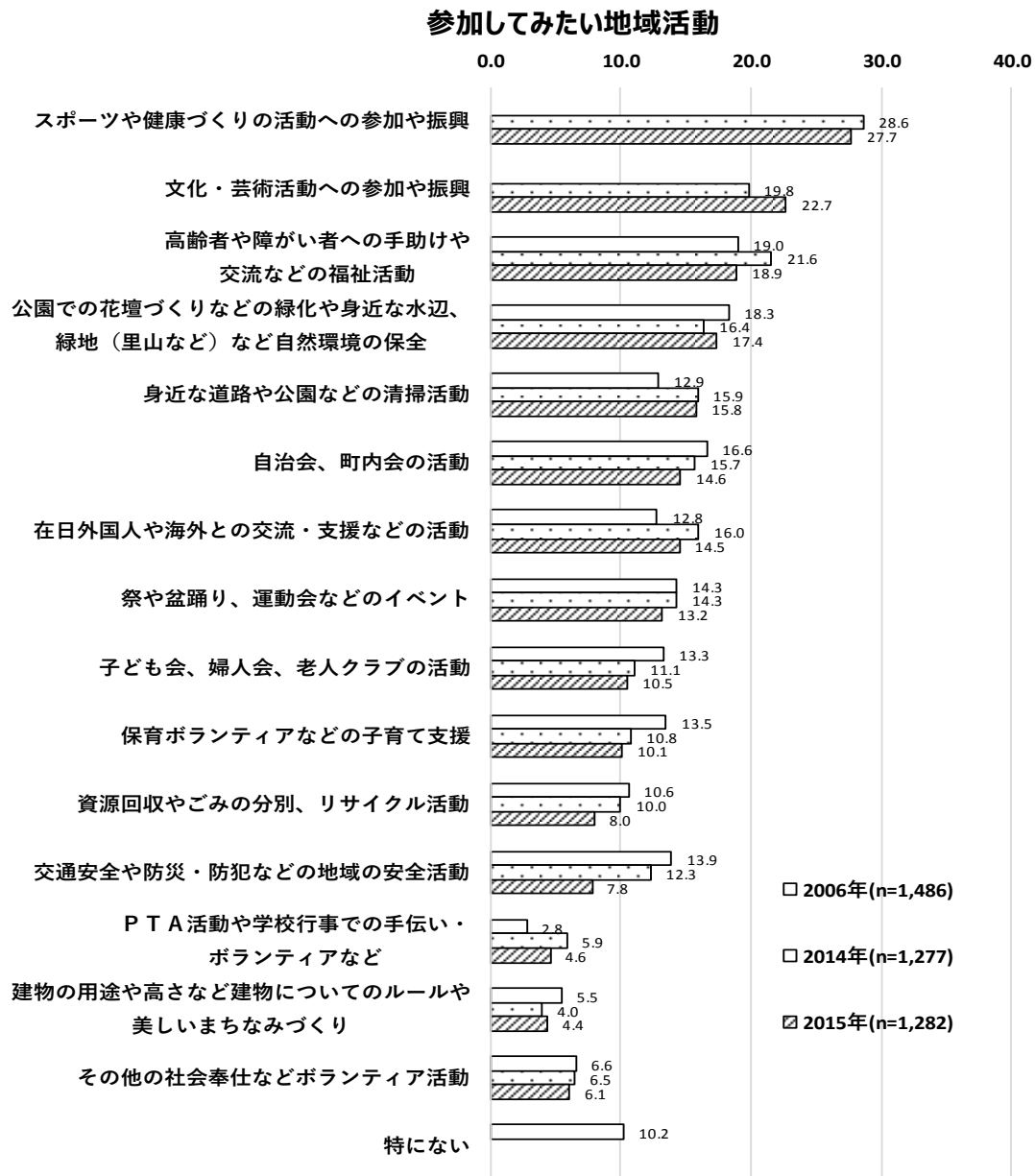
「文化・芸術活動への参加や振興」、「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」→「文化、芸術活動、スポーツへの参加や振興」（2006年調査 10.0% グラフ未掲載）

出典) 横浜市民意識調査（平成29年度）

エ 参加してみたい地域活動

参加してみたい地域活動は「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」と回答した人が最も多く、次いで「文化・芸術活動への参加や振興」となっています。

男女年齢別に見ると、参加してみたい地域活動は、20～60代男性と40代女性で「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」、70代男性で「身近な道路や公園などの清掃活動」、20～30代と50～60代女性で「文化・芸術活動への参加や振興」、60～70代女性で「高齢者や障がい者への手助けや交流などの福祉活動」が、それぞれ最も高い割合となっています。



注) 2006年調査は、選択肢の一部が以下のように異なる。

「P T A 活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」→「P T A 活動」

「身近な道路や公園などの清掃活動」→「身近な道路などの清掃活動」

「公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地（里山など）など自然環境の保全」→「公園での花壇づくりや美化活動、身近な水辺や緑地（里山など）などの自然環境の保全」

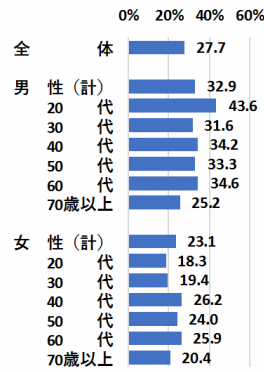
「文化・芸術活動への参加や振興」、「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」→「文化、芸術活動、スポーツへの参加や振興」（2006年調査 30.0% グラフ未掲載）

なお、2014、2015年調査は、「特にない」は設けていない。

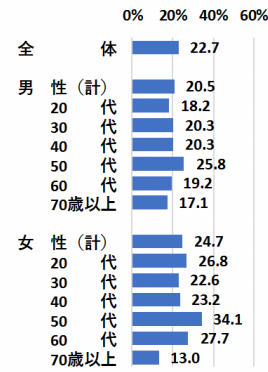
出典) 横浜市民意識調査（平成27年度）

参加してみたい地域活動 男女年齢別

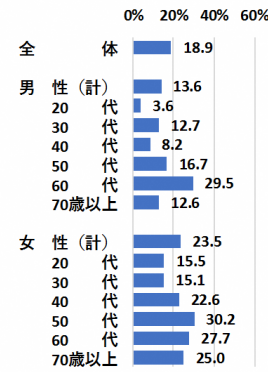
スポーツや健康づくりの活動への参加や振興



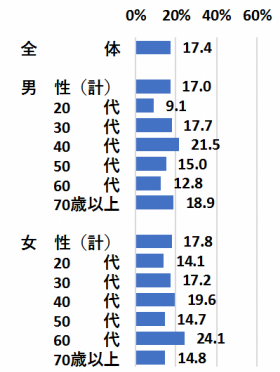
文化・芸術活動への参加や振興



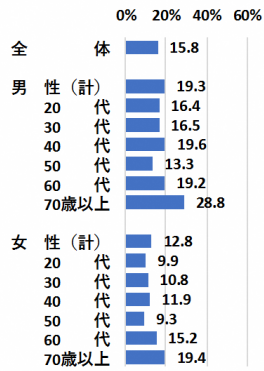
高齢者や障がい者への手助けや交流などの福祉活動



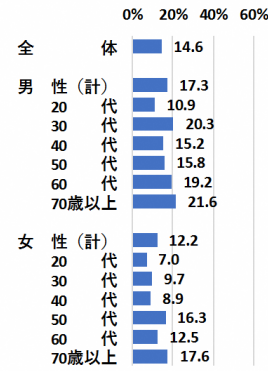
公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地など自然環境の保全



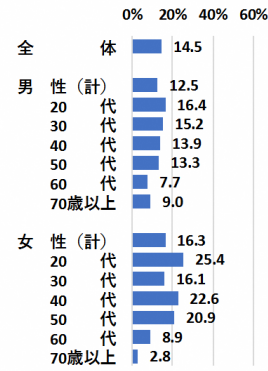
身近な道路や公園などの清掃活動



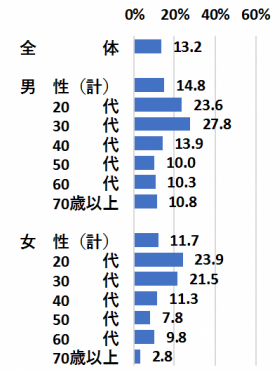
自治会、町内会の活動



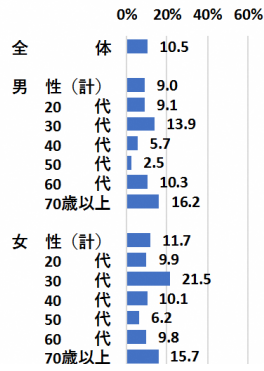
在日外国人や海外との交流・支援などの活動



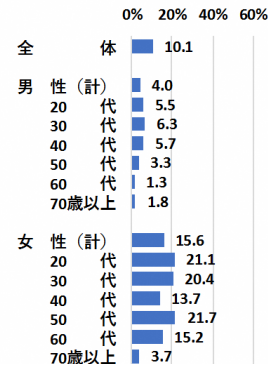
祭や盆踊り、運動会などのイベント



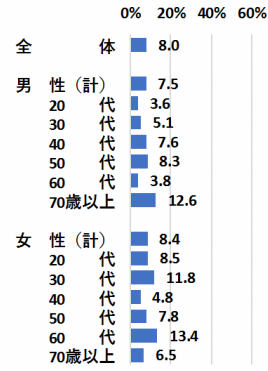
子ども会、婦人会、老人クラブの活動



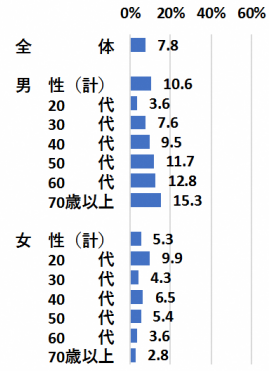
保育ボランティアなどの子育て支援



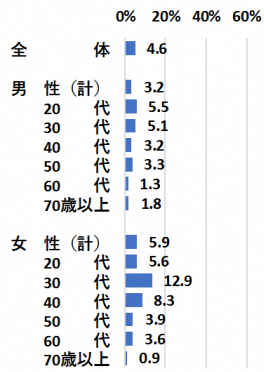
資源回収やごみの分別、リサイクル活動



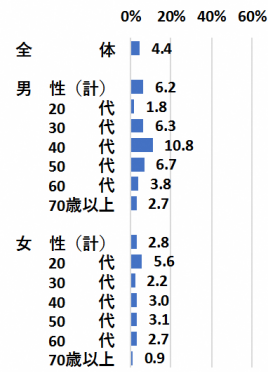
交通安全や防災・防犯などの地域の安全活動



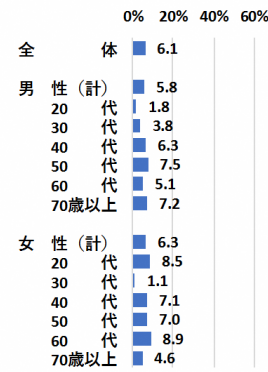
PTA活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど



建物の用途や高さなど建物についてのルールや美しいまちづくり

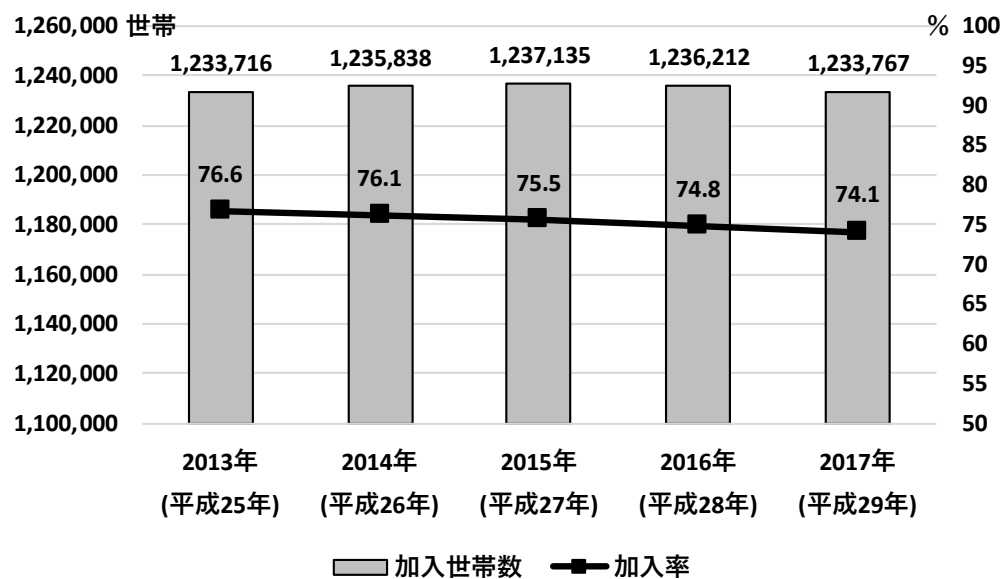


その他の社会奉仕などボランティア活動



オ 自治会町内会加入世帯数・加入率

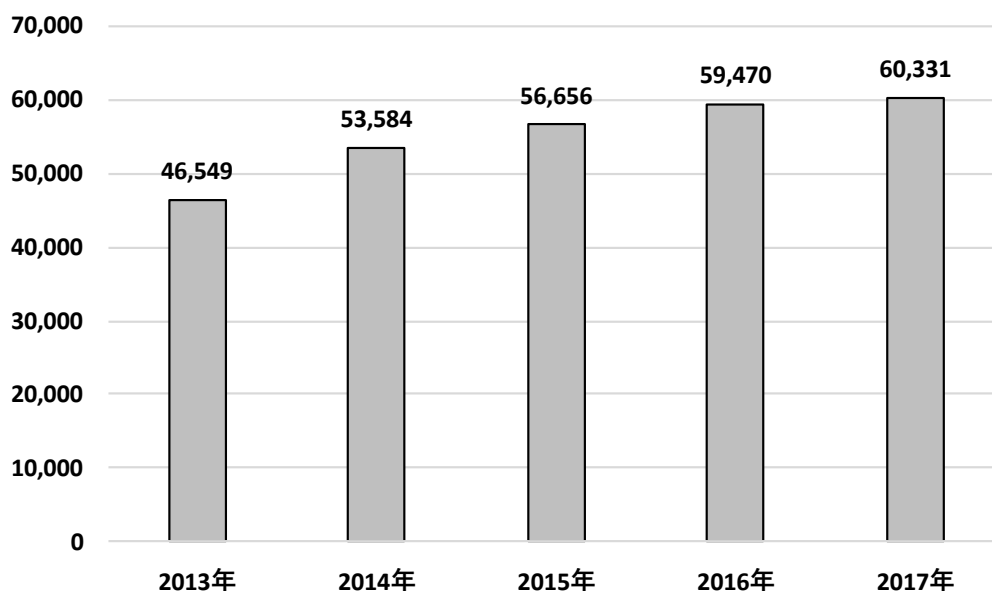
自治会町内会加入世帯数は、2016年より減少に転じました。自治会町内会加入率は、過去5年間継続して減少しています。



出典) 自治会町内会実態調査 (各年4月1日現在) (市民局地域活動推進課)

カ 市内ボランティアセンターにおける登録ボランティア状況 (個人数 + 団体数)

ボランティアセンターにおける登録ボランティアの個人数及び団体数は、2013年から一貫して増加しており、2017年には60,000件を超え、2013年の約1.3倍となっています。

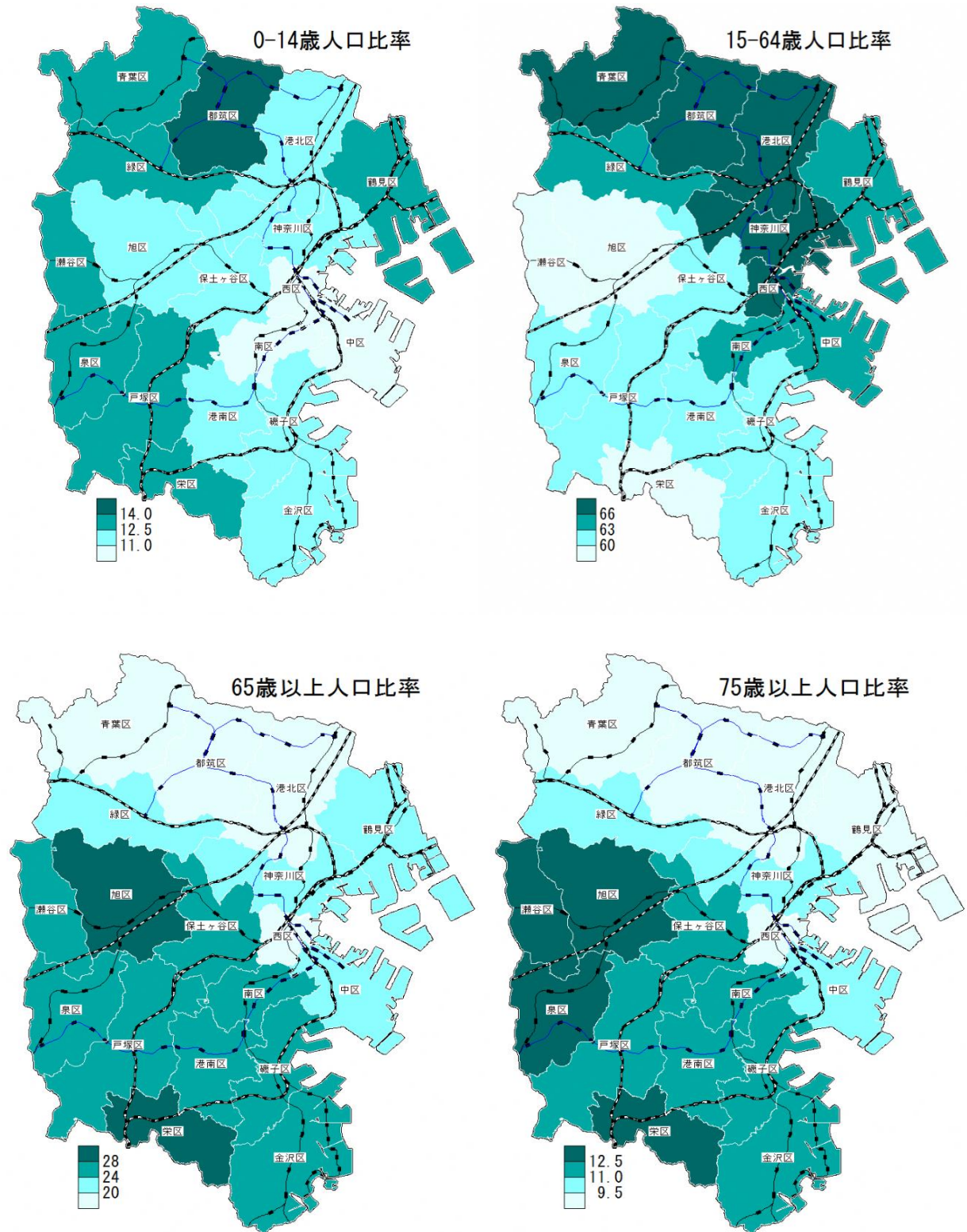


出典) 横浜市社会福祉協議会 (ボランティア関係事業概要)

(4) 項目別の区域特性状況

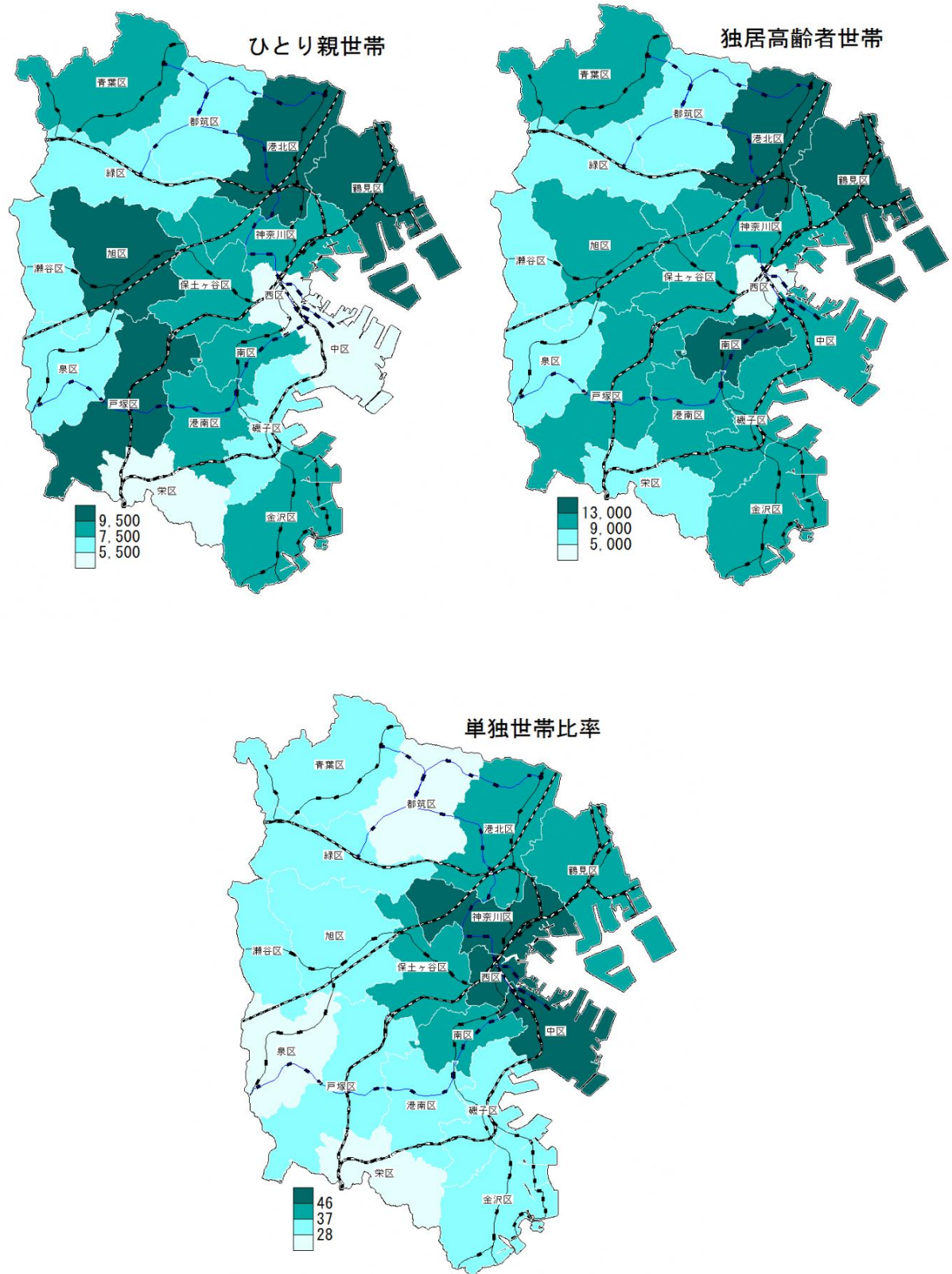
人口、世帯、社会福祉法人施設について、各区域における特性状況をマップに落とし込み、それぞれの分布について示しました。

ア 人口関連



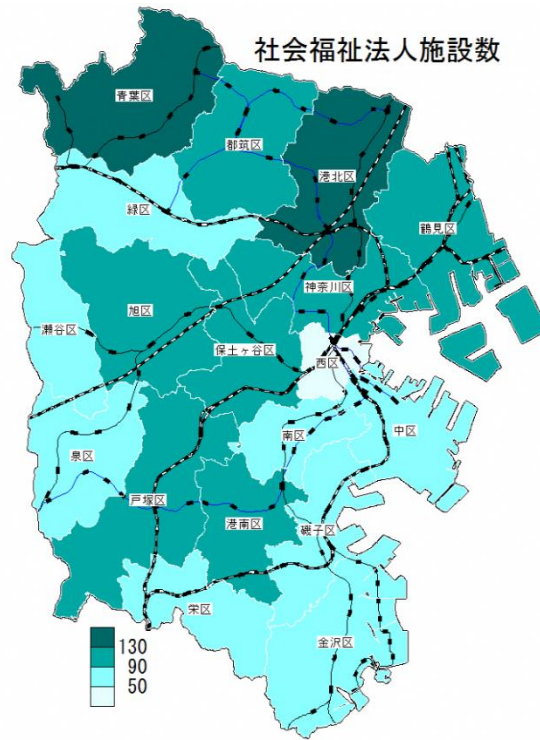
出典) 国勢調査 (2015年) より作成

イ 世帯関連



出典) 国勢調査 (2015 年) より作成

ウ 社会福祉施設



出典) 平成 29 年社会福祉施設等調査 (平成 29 年 10 月 1 日) より作成

2 横浜市地域福祉保健計画の検討経過

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	市会・関係団体・区役所等との調整
平成28年度	11月～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ★第2回策定・推進委員会【11月】 (計画策定の考え方について) ★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【3月】 (計画策定の考え方、テーマ別分科会の設置について) 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係局区検討プロジェクト【1月】 (関連する分野・事業について取組内容の共有、「我が事・丸ごと」の地域づくり(地域共生社会)の実現に向けた社会福祉法の改正について) ●区・区社協との意見交換【1月～2月】 (第3期区計画推進状況、第4期市計画への意見等)
平成29年度	4月 6月～	<ul style="list-style-type: none"> ★第1回策定・推進委員会 (計画策定の考え方について) ★テーマ別分科会 <ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体の参加と連携による支えあいの仕組みづくり ②支援を必要とする人(社会的孤立等)に気づき、支える仕組み ③権利擁護を必要とする人たちへの支援について 【①②は9月までに各3回開催、③は9月に1回開催】 ★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【7月・10月】 (素案骨子(案)、素案(案)、計画冊子構成案検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係局との意見交換 (第4期市計画策定に向けた他分野計画との調整) ●関係団体等との意見交換【6月～8月】 (活動から見える地域の現状、課題、第4期市計画への意見等)
	7月～ 1月 2月～	<ul style="list-style-type: none"> ★評価検討会【1月・3月】 ★第2回策定・推進委員会 (素案(案)最終確認、第4期市計画評価検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ●区意見照会【～8月】(素案(案)) ●関係局・区検討プロジェクト【7月～2月】 (第4期市計画策定に向けた方向性、記載内容の調整) ●策定・推進委員会委員、区、関係局意見照会【11月～12月】(素案(案)) ●市会健康福祉・医療委員会【3月】 (素案報告)
平成30年度	5月		●関係団体への説明、記者発表
	素案公表・市民意見募集(パブリックコメント)【5月28日～6月29日】		
	6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ★評価検討会【6月・9月】 ★テーマ別分科会③「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」【7月・11月】 	●関係局区検討プロジェクト【6月・7月・10月・1月】(第4期市計画推進における具体的な取組について検討)
	8月～	★第1回策定・推進委員会【8月】 (パブリックコメント報告)	<ul style="list-style-type: none"> ●市会健康福祉・医療委員会【9月】 (パブリックコメント実施結果報告) ●策定・推進委員会委員、関係局区確認依頼【10月】(原案(案))
	11月 2月	★第2回策定・推進委員会 (原案、第4期市計画評価確定)	●市会健康福祉・医療委員会【2月】 (議案提出)
3月	第4期市計画確定・公表		

3 パブリックコメントの実施結果

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

平成30年5月28日(月)から6月29日(金)まで

(2) 周知方法 素案冊子 6,364部、概要版 11,073部

ア 素案冊子の配布 計 297か所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 72か所

横浜市町内会連合会（区町内会連合会）、横浜市民生委員児童委員協議会（区民生委員児童委員協議会）、区社会福祉協議会会長会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員区会長会、横浜市小・中学校長会等

ウ 横浜市ホームページ、市社協ホームページ、広報よこはま6月号への掲載等

(3) 意見総数

総計 172件（個人(52人)からの意見 100件、関係会議等での意見 72件）

(4) 個人からの意見提出方法

郵送 23人、電子メール 27人、FAX 0人、その他 2人

(5) 計画（素案）項目別意見数（総計 172件）

項目	意見数
計画全体に関すること	24件
第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定に当たって	18件
第2章 推進のための取組	118件
第2章全体に関すること	(11件)
推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	(35件)
推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	(46件)
推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	(26件)
その他（パブリックコメントの実施方法等に関すること）	12件

(6) 提出された意見への対応の考え方（総計 172件）

項目	意見数
(1) ご意見を踏まえ、原案に反映するもの	18件
(2) ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	40件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	77件
(4) その他（質問・感想等）	37件

4 「具体的な取組」推進に向けた市及び市社協の主な施策・事業

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
1	高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業	車いす使用者、ベビーカー使用者等、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所を持つ民間バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助します。	◎			健康福祉局福祉保健課
2	地域福祉保健関係職員人材育成事業	複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、保健・医療・福祉等の専門分野に関する問題意識と事業執行能力を身に着けた職員を育成することを目的に、体系的な研修等を実施します。	◎			健康福祉局福祉保健課
3	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎におけるエレベーター及び多目的トイレの整備に係る経費を一部補助します。	◎			健康福祉局福祉保健課
4	福祉のまちづくり条例推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）に一体的に取り組み、福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討や福祉のまちづくり普及啓発に向けた取組を実施します。	◎			健康福祉局福祉保健課
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流や地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。	◎	○		健康福祉局地域支援課
6	福祉保健活動拠点運営事業	市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会を実現できるよう、各区に福祉保健活動拠点を1か所設置し、市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行います。	◎			健康福祉局地域支援課
7	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営事業	福祉保健活動等の推進に必要な人材の育成及び確保を図るため、研修、情報提供、交流の場と機会の提供等を行います。	◎			健康福祉局地域支援課
8	民生委員・児童委員事業	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、活動費を支給するほか、活動支援策等の検討を行います。	◎	○		健康福祉局地域支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
9	よこはま福祉・保健カレッジの運営	大学・専門学校・NPO法人・研修機関・職能団体等が連携・協力して福祉保健人材の育成を推進します。(カレッジの事務局：福祉保健研修交流センター ウィリング横浜)	◎			健康福祉局地域支援課
10	普及啓発事業(関係機関職員等への普及啓発、セイフティーネットプロジェクト横浜等)	障害のある人もない人も同じように暮らすことができる社会の実現に向け、障害当事者等による関係機関への研修実施や地域への働きかけ、広報活動等を通じて普及啓発を推進していきます。	◎			健康福祉局障害企画課/市社会福祉協議会
11	生活支援体制整備事業	高齢者が生き生きと活躍し、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる地域包括ケアシステム実現のため、平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、第1層(区域)は区社会福祉協議会に、第2層(日常生活圏域)は地域ケアプラザ等に配置しています。区域や日常生活圏域の状況に応じて、多様な主体が連携・協力することで、高齢者を支える生活支援や介護予防、社会参加が充実した地域づくりを進めます。	◎		○	健康福祉局地域包括ケア推進課
12	地域包括ケア推進事業	日常生活圏域単位で介護データ等を分析・活用するために構築したデータベースと医療分野のデータベースを連携させ、介護と医療のデータを施策や事業の検討に活用します。	◎			健康福祉局地域包括ケア推進課
13	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成します。	◎	○		健康福祉局高齢在宅支援課
14	高齢者施設・住まいの相談センター運営事業	各事業者団体との連携により高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約・提供する窓口を設置し、多様な施設サービスに関する相談や情報提供のワンストップ化を図ります。	◎			健康福祉局高齢施設課
15	よこはま多世代・地域交流型住宅事業	高齢者が介護が必要になっても子育て世代等と共に地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援等の必要な機能を備えた賃貸住宅である「よこはま多世代・地域交流型住宅」について、民間事業者による整備を促進します。	◎			健康福祉局高齢施設課
16	地域保健推進事業(地域保健人材育成事業)	多様化する市民の健康ニーズに対応できる地域保健関係業務従事者(栄養士等)を育成するための研修等を実施します。	◎			健康福祉局保健事業課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
17	データ活用推進事業	庁内のデータ活用を推進するため、人材育成研修を実施するほか、オープンデータの推進を図ります。また、横浜市データ活用推進基本条例を踏まえ、「横浜市官民データ活用推進計画」に基づき取組を推進します。	◎			政策局政策課
18	男女共同参画推進事業	「第4次横浜市男女共同参画行動計画」に基づき、「あらゆる分野における女性の活躍」や「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり」等を推進します。	◎			政策局男女共同参画推進課
19	自治会町内会館整備助成事業	地域活動を振興し、地域住民の福祉の向上や共助による減災に向けた取組の拠点整備を図ることを目的として、自治会町内会が行う会館の整備に必要な経費の一部を補助します。	◎			市民局地域活動推進課
20	地域活動推進費	地域の絆や支え合いが深まり、いきいきとした地域コミュニティが形成され、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、自治会町内会及び地区連合町内会の行う地域活動に対して補助金を交付します。	◎			市民局地域活動推進課
21	(公財)よこはまユース補助事業	社会全体で青少年・若者を育成する環境づくりを進めるため、青少年・若者に携わる地域の人材や団体等が、青少年の抱える課題や取り巻く社会環境等を理解して適切に青少年と関わるができるよう、人材育成や団体活動の支援等を実施します。	◎		○	こども青少年局青少年育成課
22	青少年指導員事業	青少年指導員が行う青少年への交流・体験活動の提供や社会環境健全化に向けた活動に対する支援や情報提供により、地域における青少年育成活動の活発化を図ります。また、研修を行うことによって、青少年指導員の人材育成を行います。	◎		○	こども青少年局青少年育成課
23	地域子育て支援活動者育成事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、育児支援センター園等で行っている、身近な場所での気軽な子育ての相談を受けるスタッフの研修会等を実施します。さらに、子ども・子育て支援新制度に伴う地域子育て支援の場の広がりに伴い、今後人材確保が必要となることを踏まえ、子育て支援員研修制度に対応した研修を実施します。	◎			こども青少年局子育て支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
24	効果的な助成金制度の構築・実施	より効果的な助成金制度の在り方を検討し、ふれあい助成金事業を適宜見直します。また、助成金を通じて把握した団体活動との連携を進め、その活動の継続・拡充の支援を強化します。	◎			市社会福祉協議会
25	地域の支えあい活動のための担い手育成	地域住民の日常的な見守り意識の定着や、地域活動の担い手の育成・開拓を進めます。	◎		○	市社会福祉協議会
26	地域福祉活動推進者の養成	地域において福祉保健活動を推進するリーダーとなる人材の養成を行います。	◎			市社会福祉協議会
27	地区社協支援強化	地区社協が、一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを推進できるよう、研修の実施、補助金の交付等を通じた支援のほか、取組の見える化を進め、活動しやすい環境を整備します。	◎	○		市社会福祉協議会
28	幅広い福祉教育(啓発)の実施	学校における福祉教育活動を進めるほか、地域における福祉啓発の取組の推進を支援します。	◎			市社会福祉協議会
29	部会・分科会活動の推進と課題解決の仕組みづくり	社協の会員である施設や団体の種別ごとに組織する部会・分科会活動を通じ、情報やノウハウの共有、共通課題の解決へ向けた取組を進めます。	◎			市社会福祉協議会
30	福祉人材の確保支援事業	福祉人材の確保策を市社協の各部会と一体的に進めるほか、就職説明会・しごと相談会の実施、職場体験やガイダンスの実施等を行います。	◎			市社会福祉協議会
31	福祉保健従事者の育成	福祉保健従事者の人材育成を市社協の各部会と一体的に進めるほか、区社協やよこはま福祉・保健カレッジ参加機関と連携した研修を推進します。	◎			市社会福祉協議会
32	ボランティア活動の推進・支援事業	市・区・地区それぞれのボランティアセンターの取組を推進・支援するとともに、ボランティアコーディネーターのスキルの向上を図ります。	◎		○	市社会福祉協議会
33	後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」運営事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、「横浜生活あんしんセンター」の運営を通じて、権利擁護、成年後見事業を実施します。		◎		健康福祉局福祉保健課
34	ごみ問題を抱えている人への支援事業	いわゆる「ごみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民や関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。		◎		健康福祉局福祉保健課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
35	孤立予防対策事業	地域の中で気づきの目を広げていくため、日常業務の中で、地域住民に密着したサービスを提供する民間事業者等に対し、「緩やかな見守り」への参加等の協力を依頼し、孤立予防対策について連携した取組を進めます。		◎	○	健康福祉局福祉保健課
36	災害時要援護者支援事業	災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する要援護者の個人情報等の提供等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。	○	◎		健康福祉局福祉保健課
37	市民後見人養成・活動支援事業	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人を養成し、後見活動を安定的に行うための支援を行います。		◎		健康福祉局福祉保健課/市社会福祉協議会
38	成年後見制度利用促進事業	区域における高齢者・障害者等の権利擁護を推進するため、区福祉保健センターと区社協あんしんセンター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び弁護士等専門職団体との連携を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。		◎		健康福祉局福祉保健課
39	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援します。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。	○	◎		健康福祉局地域支援課
40	横浜市福祉調整委員会事業	福祉保健サービスに関する苦情相談に応じ、中立的な立場から事業者に対する調査・調整を行い、苦情解決を図ります。		◎		健康福祉局相談調整課
41	生活困窮者自立支援制度「一時生活支援事業」	住居のない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供を行うとともに生活支援・就労支援等を通じて、安定した生活が送れるよう支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
42	生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援等、家計に課題を抱える方が早期に生活を再建することができるよう支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
43	生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	心身の状況等により、就労経験が乏しい方等に就労体験の場を提供するとともに日常生活の自立や社会生活の自立に向けた支援を行います。		◎	○	健康福祉局生活支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
44	生活困窮者自立支援制度「住居確保給付金」	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している、また喪失のおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を有期で給付するとともに就労支援を実施し、安定した住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
45	生活困窮者自立支援制度「自立相談支援事業」	生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、経済的な面だけでなく、健康面や日常生活を送る上での困りごと、社会的なつながりの維持・確保に配慮しつつ、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。 また、関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源を活用した支援を通じて、地域づくりを推進します。		◎	○	健康福祉局生活支援課
46	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護制度利用者をはじめ、生活困窮者自立支援制度利用者に対し、その自立の促進を図るため、ハローワーク（ジョブスポット）と連携し、生活相談から就職相談までの一体的な就労支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
47	寄り添い型学習支援事業	生活保護世帯を中心とした生活困窮者世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力向上を図るとともに、子どもの将来の自立に向けた基盤づくり、将来の進路選択の幅を拡げる支援を行います。		◎	○	健康福祉局生活支援課
48	自殺対策事業	社会問題である自殺へ対応するため、市民への自殺の問題に関する普及啓発、相談支援を担う人材の育成、関係機関や関係部署との連携に取り組むとともに、自殺未遂者や自死遺族への支援を実施します。		◎		健康福祉局障害企画課
49	障害者就労支援センター事業	障害のある方の就労の促進と定着を図るため、障害者就労に関する身近な地域の相談機関として障害者就労支援センターを運営し、障害のある方や企業等の関係者の相談や支援を行います。		◎	○	健康福祉局障害企画課
50	横浜市障害者後見的支援制度の推進	障害者が地域で安心して暮らすために必要な、身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う後見的支援制度を推進します。		◎		健康福祉局障害企画課/市社会福祉協議会
51	移動情報センター運営等事業	移動情報センター運営を通じて、移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じ、各サービス事業者等の情報提供や紹介を行います。また、相談を通じて把握した課題の解決へ向けた取組を推進します。		◎	○	健康福祉局障害福祉課/市社会福祉協議会
52	障害者相談支援事業	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行える相談支援体制の充実を図るとともに、障害者に関わる様々な機関が自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域づくりに取り組みます。		◎		健康福祉局障害福祉課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
53	介護人材支援事業	①新たな介護人材の確保、②介護職員の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。	○	◎		健康福祉局高齢健康福祉課
54	高齢者保養研修施設管理運営事業	高齢者の社会参加や交流を促進するため、横浜市全体を対象とした「保養・健康づくり・研修」等の機能を有する高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理を委託し、運営の安定化を図るとともに施設機能を維持します。		◎	○	健康福祉局高齢健康福祉課
55	セカンドSTEPプロモーション事業	定年退職を迎える世代を対象に、民間企業や区役所等と連携し、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRすることで、ビジネスライフから自分の住み慣れたまちへ生活基盤を移した際にスムーズに地域に移行できるようサポートします。		◎	○	健康福祉局高齢健康福祉課
56	老人クラブ助成事業	地域における高齢者の仲間づくりや健康づくりに取り組むため、老人クラブの活動や、横浜市老人クラブ連合会及び各区老人クラブ連合会が実施する各種スポーツ大会や横浜シニア大学講座等、地域の高齢者が参画する取組を支援します。	○	◎		健康福祉局高齢健康福祉課
57	介護予防普及啓発事業	高齢者を対象に、健康に関する情報提供、講演会・イベントの開催、健康講座等を実施します。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
58	元気づくりステーション事業	高齢者が身近な場所で、介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動を支援します。	○	◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
59	地域介護予防活動支援事業	地域で介護予防活動を実践するリーダーや、ボランティア等を支援するための研修、連絡会等の「地域介護予防活動支援」を実施します。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
60	高齢者虐待防止	市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等に協力を依頼し、早期発見と未然防止を目指します。また、施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課/高齢施設課/介護事業指導課
61	地域ケア会議	地域ケア会議を開催し、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な資源整備や政策形成につなげていきます。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課/高齢在宅支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
62	集いの場（認知症カフェ等）の活動支援	認知症カフェや若年性認知症の人と家族の集える場等の集いの場の活動を支援します。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
63	本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）	市民一人ひとりが自らの意志で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるエンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
64	横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク	認知症の人を見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関でネットワークを構築。行方不明時の発見協力や事前登録、見守りツールの導入等を行います。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
65	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用者のうち、身寄りのない方については、区長が審判請求を行い、申立費用を支出します。また、申立費用及び後見人報酬の負担が困難な方に対しては費用の一部を助成するとともに、区長申立に係る親族調査を委託にて実施します。		◎		健康福祉局高齢施設課
66	健康経営企業応援事業（よこはま健康アクション推進事業（健康横浜 21 の重点取組））	市内企業に対して、従業員一人ひとりの健康そのものが会社の生産性を高めるという考えを取り入れた組織運営、経営を行う「健康経営」の考え方を普及するとともに、横浜市全体の健康づくりを推進していきます。 <u>（No.103 と同内容だが「健康づくり」に重点を置く）</u>		◎	○	健康福祉局保健事業課
67	健康横浜 21 推進事業	第2期健康横浜 21 に基づき、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から、生活習慣の改善に取り組みます。がん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。		◎		健康福祉局保健事業課
68	横浜市消費生活総合センター運営事業	商品・サービスの契約トラブル等、消費生活に関する相談を受け付けます。平成 29 年度からは、高齢者等からの消費者トラブルに関する相談を受け付けるための、地域ケアプラザ等との専用電話回線を設置しています。また、横浜シニア大学や地域ケアプラザ等へ講師を派遣する出前講座等の啓発活動を推進しているほか、情報紙の発行等も行っています。		◎		経済局消費経済課
69	児童虐待防止啓発地域連携事業	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進します。		◎		こども青少年局こども家庭課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
70	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	横浜市在住で生活困窮状態にある15歳から39歳までの若者及び高等学校等において、進学ではなく就職を希望しているものの、将来をイメージできない若者や専門的支援が必要な若者向けの支援を、若者サポートステーション運営事業者に委託して実施します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
71	よこはま型若者自立塾	無業や引きこもり等を含む、自立・就労に困難のある15歳から39歳までの若者に対し、それぞれの状況に応じて合宿や農作業を中心としたプログラムを提供し、若者の自立を支援します。また、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として、生活困窮状態にある若者を支援します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
72	寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にある等、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活・学習支援等を実施します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
73	若者サポートステーション事業	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング（就労訓練）、就労セミナー等を実施する「若者サポートステーション」に対し、事業費の補助を行います。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
74	青少年相談センター事業	青少年の自立を支援する団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに特に困難を抱える青少年の自立及び社会参加の支援等を行います。	○	◎		こども青少年局青少年相談センター
75	地域ユースプラザ事業	青少年相談センターの支所的機能を有し、15歳から39歳までの青少年の自立支援を図るため、地域における支援を行います。思春期・青年期問題の一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。	○	◎		こども青少年局青少年相談センター
76	親と子のつどいの広場事業	マンションの一室や商店街の一角等で、NPO法人等の市民活動団体が運営しています。親同士の交流、情報提供、子育ての相談等を行います。		◎		こども青少年局子育て支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
77	子育て支援者事業	子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を進めたり、相談に応じます。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
78	地域子育て支援拠点事業	親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、子育て支援に取り組む団体・関係者等のネットワークづくりや人材育成を行います。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
79	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の保育・養育資源を活用し、地域の子育てを支援します。		◎		こども青少年局子育て支援課
80	横浜子育てサポートシステム事業	子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることにより、市民相互での子育ての援助活動を推進します。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
81	権利擁護事業全般（市民後見人養成・活動支援事業、法人後見事業）	横浜型中核機関の在り方を踏まえ、効率的・効果的な事業実施体制の構築を進め、横浜市における権利擁護の取組を推進します。		◎		市社会福祉協議会
82	災害時のボランティアコーディネート機能の推進	市災害ボランティア支援センター・区災害ボランティアセンターの協力体制の構築、コーディネート機能の強化に取り組みます。		◎		市社会福祉協議会
83	市社協運営施設の機能強化	区社協と市社協運営施設が区、関係機関と連携し、個別課題、地域課題の把握・検討・解決のための取組や体制づくりを推進します。また、施設共通の課題の把握や分析を進め、課題解決に向けた取組を進めます。		◎		市社会福祉協議会
84	調査・研究・企画および広報機能の強化	新たな広報ツールの開発やパブリシティの強化等、戦略的な広報活動に取り組みます。	○	◎		市社会福祉協議会
85	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動推進事業	区社協が区・地域ケアプラザと連携し、住民との協働による個別課題、地域課題の把握・検討・解決のための取組や体制づくりを進めます。		◎		市社会福祉協議会
86	社会福祉センター運営事業	市民の福祉意欲の向上と主体的な福祉活動の推進を図り、市民の福祉の向上に寄与するため、社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供します。			◎	健康福祉局地域支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
87	生活困窮者自立支援制度「就労訓練事業の推進」	企業やNPO法人、社会福祉法人等、自治体による認定を受けた事業所が、就労に困難を抱えた生活困窮者を受け入れ、職場経験の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を行います。		○	◎	健康福祉局生活支援課
88	障害者共同受注・優先調達推進事業	横浜市障害者共同受注センターの運営により、市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大等のコーディネートを行い、障害のある方の社会参加の機会の拡大及び工賃の向上を図ります。			◎	健康福祉局障害企画課
89	障害者就労啓発事業（企業啓発事業・市民啓発事業・雇用創出・就労啓発事業）	障害者雇用への理解や知識をより深めてもらうため、企業向けにセミナーや出前講座等を実施するほか、就労を希望する障害のある方やその家族、支援者等の市民を対象に、障害のある方の就職・職場定着を啓発するシンポジウムを実施します。また、公有財産の貸付等を含めた活用により、雇用の場の創出及び就労の促進・障害理解の啓発を図ります。			◎	健康福祉局障害企画課
90	精神障害者生活支援センター事業	精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区に1館「精神障害者生活支援センター」を整備し、精神保健福祉士等による相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行います。			◎	健康福祉局障害支援課
91	生きがい就労支援スポット運営事業	元気な高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、高齢者のニーズと地域のニーズに関する情報を一元化して提供する「生きがい就労支援スポット」を金沢区と港北区に設置しています。地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を31年度から本格実施し、地域での担い手不足の解消や地域課題の解決につながる取組を推進します。	○		◎	健康福祉局高齢健康福祉課
92	敬老特別乗車証交付事業	高齢者の外出支援及び社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るために、70歳以上の希望する高齢者に「敬老特別乗車証」を交付します。			◎	健康福祉局高齢健康福祉課
93	高齢者のための優待施設利用促進事業	「高齢者の社会参加促進」と「高齢者に敬意を払う社会の醸成」のために、65歳以上の高齢者に「濱ともカード」を交付します。協賛店に濱ともカードを提示すると施設の入場料や商品の割引等のサービスの提供を受けることができます。	○		◎	健康福祉局高齢健康福祉課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
94	老人福祉センター管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援します。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施します。（30年度は3館で実施）。		○	◎	健康福祉局高齢健康福祉課
95	介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）	要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助します。		○	◎	健康福祉局地域包括ケア推進課
96	生活あんしんサポート事業	「買い物代行・同行」、「食材・食事宅配」、「日常生活支援サービス」を行っている事業者との協働により、高齢者等が安心して在宅で生活できるよう、支援を行います。			◎	健康福祉局高齢在宅支援課
97	中途障害者支援事業	おおむね40歳から64歳までの脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援します。			◎	健康福祉局高齢在宅支援課
98	よこはまシニアボランティアポイント事業（よこはま健康スタイル推進事業）	高齢者が介護施設等で行事の手伝いやレクリエーション活動の補助等の活動を行った場合に、ポイントがたまり、たまったポイントに応じて換金・寄付ができる仕組みを推進します。		○	◎	健康福祉局介護保険課
99	元気な地域づくり推進事業（地域運営補助金等）	身近な地域において、自治会町内会をはじめとする様々な主体が連携して、防災や高齢者の見守り、子育て支援等、課題解決に取り組む地域を全区で広げていくため、区と共に地域の活動を支援します。	○		◎	市民局地域活動推進課
100	市民活動支援センター事業	市民活動に関する相談対応、情報発信・収集、活動場所・作業場の提供、講座・イベントの開催、区版支援センターの運営支援等の横浜市市民活動支援センター運営事業と、市民活動団体を対象とした「提案型の補助事業」である横浜市市民活動支援センター自主事業を通して、市民活動者を支援します。	○		◎	市民局市民活動支援課
101	市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）事業	市民や企業等から寄附を募り、市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）に積み立て、市民活動団体活動経費の助成や運営面における団体育成支援を行います。			◎	市民局市民活動支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
102	市民協働推進事業	協働の推進に関するシンポジウムや講座の実施、協働事業の市民提案を促進するための支援等を通じて、市民の皆様との絆づくり、支え合いや協働を進めます。また、中間支援組織等のコーディネート能力等の向上や、地域施設間の連携を促進するため、各区の市民活動支援センターを取りまとめとした地域施設間の連携を生かした取組等を実施します。			◎	市民局市民活動支援課
103	健康経営・ヘルスケアビジネス推進事業	市内企業に対して、従業員一人ひとりの健康そのものが、企業の生産性を高めるという考えを取り入れた組織運営、経営を行う「健康経営」の考え方を普及するとともに、市内経済の活性化を進めます。 <u>(No.66 と同内容だが「経営」に重点を置く)</u>		○	◎	経済局ライフイノベーション推進課
104	横浜型地域貢献企業支援事業	社会や地域との共生を意識し、本業及び他の活動を通じて、積極的にCSR(地域・社会貢献活動)を行う企業を一定の基準に基づき「横浜型地域貢献企業」に認定し、企業PR、各種メリットの付与等を通じて企業価値の向上及び持続的成長を支援します。			◎	経済局経営・創業支援課
105	シルバー人材センター助成事業	健康な高齢者の就労意欲に応え、就業機会を確保することで、地域の高齢社会を支える担い手として社会参加を促していくため、シルバー人材センターに助成を行います。			◎	経済局雇用労働課
106	子どもの貧困対策推進事業(地域における子どもの居場所づくり推進事業)	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	○		◎	こども青少年局企画調整課
107	青少年の地域活動拠点づくり事業	主に中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、地域と連携したボランティア活動をはじめとした社会参加プログラム等の体験活動を実施し、青少年の成長を支援します。	○		◎	こども青少年局青少年育成課
108	子育て家庭応援事業「ハマハグ」	まち全体で子育て家庭を応援する社会的気運の醸成を目指し、市内の協賛店舗・施設の協力を得て、子育て家庭を応援するさまざまなサービス(子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待等)を提供します。			◎	こども青少年局子育て支援課
109	保育コンシェルジュ事業	保育サービスに関する専門相談員として、保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預り事業等、保育サービスについての情報提供を行うことで、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけます。	○		◎	こども青少年局保育対策課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
110	地域まちづくり推進事業	地域の課題解決や魅力向上、生活空間の質の向上を目的として活動する市民、活動したいと考えている市民に、まちづくりコーディネーターの派遣、活動費や事業費の助成を行います。			◎	都市整備局地域まちづくり課
111	ヨコハマ市民まち普請事業	市民の発意とアイデアによる身近な地域の公共空間等に、地域課題の解決に役立つ施設の整備に関するまちづくりの提案を募集し、公開コンテストにより選考された提案に対して整備費（最高500万円）を助成します。	○		◎	都市整備局地域まちづくり課
112	保護者の学び・交流の場づくり事業	P T A、おやじの会、地域学校協働本部等と連携し、保護者が家庭での教育について学ぶ機会や保護者同士が交流を深める機会を創出します。			◎	教育委員会事務局生涯学習文化財課
113	学校運営協議会推進事業	学校と家庭・地域社会が一体となってより良い教育環境を作りだすため、本市の小中学校等に学校運営協議会の設置に必要な研修や設置後の事務及び予算措置を行います。			◎	教育委員会事務局指導企画課
114	学校・地域連携推進事業	学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進します。	○		◎	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
115	会員の拡充と連携による協議体としての機能強化	部会・分科会組織による情報共有・課題解決機能を高めるため会員加入を促進します。	○		◎	市社会福祉協議会
116	企業の地域貢献活動の充実	市社協・区社協における企業と地域とのつながりを意識した相談支援手法について強化するとともに、企業向けセミナーを開催します。			◎	市社会福祉協議会
117	市社協と区社協の部会(分科会)活動の推進と部会を超えた課題解決の仕組みづくり	市社協・区社協それぞれの部会・分科会活動の情報共有等、連携を強化するほか、部会の枠を越えた課題等への対応を図ります。	○		◎	市社会福祉協議会
118	社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進	区社協の部会(分科会)活動等において、施設と地区社協等の地域組織とのつながりを一層強め、地域課題への対応を共に進められるよう支援します。			◎	市社会福祉協議会
119	地域における居場所づくりの推進	住民相互の交流、見守り、気づき、助けあいにつながるよう身近な地域における居場所づくりを推進します。	○		◎	市社会福祉協議会
120	地域福祉活動財源確保の取組強化	計画的広報・プレスリリースの活用や、クラウドファンディング等、新たな寄付活動の検討を通じて、寄付金等の財源の増強を図ります。また特定の事業・財源と寄付金・協賛金を結びつけるようなプロモーションの検討や公的財源の確保も含めて、財源確保の取組を強化します。	○		◎	市社会福祉協議会
121	当事者の想いが実現できる地域づくり	ボランティア活動を通じて社会参加へつながり、地域の中での居場所や役割を見つけ出せるようなボランティアコーディネートを行います。	○		◎	市社会福祉協議会

5 関係法令（抄）条文

社会福祉法（昭和26年3月29日 施行、平成29年6月2日 最終改正）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（経営の原則等）

第24条（略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(社会福祉充実計画の承認)

第 55 条の 2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第 3 項第 1 号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第 1 号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第 11 項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを営営する事業
- 三 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法改正における＜市町村における包括的な支援体制の整備＞

1. 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 等
2. 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、周知（担い手、場所、役割等）及びバックアップ体制の構築 等
3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
 - ・複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が協働して支援
 - ・協働の中核を担う機能 等

地域力強化検討会最終とりまとめ（平成29年9月12日）の概要
～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
 例2: 地域包括支援センターのプラントを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ・高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・役所内の全庁的な体制整備 等

○計画策定に当たっての留意点

- ・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

出典) 厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」資料

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
 - 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第 252 条の 20 の 2 に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
 - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。
 - 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の 5 分の 1 を超えてはならない。
 - 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）

(目的)

- 第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用

促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

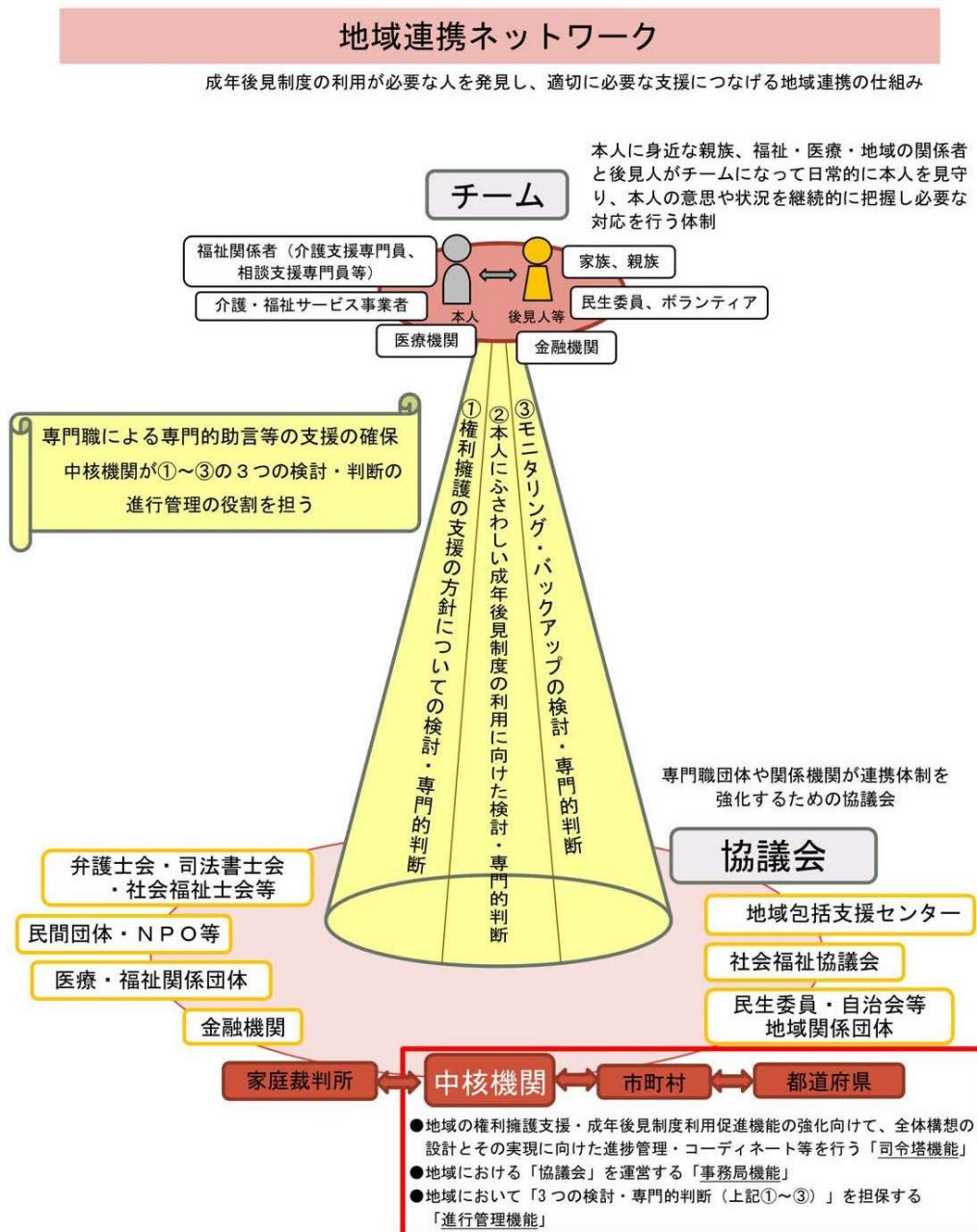
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

(市町村の講ずる措置)

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



(「手引き」P15 図II-1をもとに成年後見制度利用促進室作成)

6 用語解説

50音	用語	内容
ア	アセスメント	地域の現状や課題を把握した上で、自分たちの地域を分析し、必要な地域活動や、支援の提供等に結びつけるための検討を行うこと。
ア	あんしんノート	障害のある子どもや高齢者の方が、親や親族が亡くなった後を見据え、財産のことだけではなく、その人の特性や希望すること、関係機関のこと等についても書き残すことによって、日常生活を過ごしていく上で困らないようにするためのもの。
イ	移動支援	外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院等、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援すること。
イ	インフォーマルサービス	家族や近親者又は地域住民やボランティア等による私的・非公式な支援のこと。
エ	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。TwitterやFacebook等が知られている。
エ	NPO法人	「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。
エ	エンディングノート	認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
カ	買い物支援	外出が困難な障害者や高齢者等、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。
カ	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関。保護者や地域住民、設置する学校の校長、学識経験者等から構成される。
キ	基幹相談支援センター	平成28年4月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族等のための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族等からの相談に応えるとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
キ	協働	地域における多様な主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら協力して取り組むこと。
ク	クーリングオフ	消費者に与えられた「契約の無条件解約権」のこと。消費者が契約を結んだ後、冷静に考えたら当該契約が必要でない判断した時に、一定の期間内であればその契約を消費者側から無条件に解約できる。

50音	用語	内容
ク	区社協	区社会福祉協議会の略称。18区に組織され、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という共通の活動理念のもと、各区の状況に合わせた事業や取組を実施している。
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、その年の年齢別出生率が今後とも変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均。
コ	コーディネート	課題の解決や連携・協働等、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。
コ	個別支援	個人が生活する上で抱えている困りごとや課題を解決していくこと。地域福祉保健計画推進の中では、本人の暮らしや思いに着目し、制度やサービスだけではなく住民の支え合いを含めた総合的な対応が求められる。
サ	災害時要援護者	高齢者、障害者等、地震等の災害時に自力避難が困難な方のこと。
サ	サロン	高齢者や障害者、子育て世代の人等、様々な住民が、身近な地域でのお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等を通じて、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場のこと。
シ	支援機関	この計画では、行政・社協・地域ケアプラザを指し、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進を支援する機関として位置付けている。
シ	死後事務	被後見人が亡くなった後に、後見人が行う事務手続き等の総称。
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災等に関すること等の様々な事業を行う。
シ	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	社会福祉事業	社会福祉法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。

50音	用語	内容
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
シ	住民主体	一人ひとりの住民が地域福祉保健（困りごとの解決やより良い暮らし）への関心を高めるとともに、自らができることを生かして主体的に関わったり、参加すること。
シ	消費生活推進員	消費者の主体的活動を促進し市民の安全で快適な消費生活の推進を図るため、普及啓発等の地域活動を行っている。「横浜市消費生活条例」に基づき、市長が委嘱している。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活改善セミナーを受講した方が、食生活改善等地域の健康づくりボランティアとして活動している。
シ	親族後見人	法定後見では、家庭裁判所の審判により、成年後見人としてご本人の親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法人等が選任される。このうち、成年後見人として選任された親族のこと。
セ	生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくり等を行っている。
セ	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。
セ	制度の狭間	課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。
セ	セーフティーネット	病気・事故や失業等で困難な状況に陥った場合に、最悪の事態から保護する仕組み。具体的には、健康保険、生活保護等の社会保障制度を指す。
タ	多様性の理解	国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景、価値観等があることを尊重し、理解をすること。
タ	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、第二次世界大戦直後の昭和22年（1947）～昭和24年（1949）に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のこと。
チ	地域活動交流コーディネーター	子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人が、地域の一員として自分らしく支え合って暮らしていくために、住民主体の地域づくりを支援するコーディネーターのこと。横浜市独自の職種として地域ケアプラザに配置し、地域住民と一緒に、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みづくりを行っている。

50音	用語	内容
チ	地域協議会	社会福祉法人が再投下可能な財産を活用し地域公益事業を実施する場合に、地域の福祉ニーズ等を的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に地域住民等の意見聴取を行うために設置する会議体のこと。
チ	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
チ	地域支援	誰もが安心して暮らせる地域づくりへ向けて支援・協働すること。支援機関が地域に関わり、個人の暮らしを支える地域活動の拡充や住民と支援機関・関係機関との協働による課題把握・解決体制づくり等に取り組む。
チ	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年を目途に、全国各地で構築が進められている。
チ	地域包括支援センター	介護保険制度の中に位置付けられた機関で、高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメント等を総合的に行う。横浜市では、「地域ケアプラザ」の一つの機能として整備しており、専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が配置されている。
チ	地域ユースプラザ	青少年相談センターの支所的機能を有し、15歳から39歳までの青少年の自立支援を図るため、地域における支援を行う。思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行っている。
チ	地区社協	地区社会福祉協議会の略称。「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目的とした住民主体の任意団体で、おおむね連合町内会エリアで組織されている。
チ	地区別計画策定・推進組織	地域の福祉保健活動に関わる団体や関係機関が主体となり、地域の福祉保健活動や課題の解決のために話し合いや情報共有を行い、地区別計画を策定・推進するための組織。
チ	地区別支援チーム	地区別計画の推進に向けて、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等で編成され、地区ごとに設置するチーム。 チームメンバーが日常業務から把握した地域の情報、課題の共有、解決策や取組についての検討、提案を通じて住民主体の活動支援に取り組む。
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、相互の連絡調整や、地域住民の福祉増進のために広域的な事業を実施。

50音	用語	内容
ト	当事者	この計画では、社会の中で暮らしづらさを感じている人、自らの力だけでは抱えている問題を解決できない人を指す。
ト	特定健診	40歳から74歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中等の危険因子を判定するのに効果的なLDLコントロール検査等を行うことで、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、健康の維持や疾患の予防につなげる。
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度（人口平均25,000人程度）を目安として設定。
ハ	配食サービス	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって心身の障害等の理由により食事の調理が困難な者に対して、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に食事を提供するサービス。
ハ	バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリア等、全てのバリアを除去するという考え方。
ヒ	非営利法人	営利を目的としない法人のこと。公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等がこれにあたる。
フ	ファシリテーション	集団活動のスムーズな進行と成果を出しやすい環境の構築を目的とした支援活動、又は会議運営の手法のこと。主に会議やプロジェクトの進行手法として活用され、合意に向けた論点整理や合意形成、参加者のモチベーション向上、アイデアの促進等の役割が求められる。
フ	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
フ	フリースペース	この計画では、誰もが気軽に安心して集まり、相談や交流ができる場所を指す。
ホ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。
ミ	民生委員・児童委員（民生委員）	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」となっている。

50音	用語	内容
ヨ	要援護者マップ	住民、支援機関、関係機関等により、住民地図等を使用して対象地域の要援護者や支援が必要になると思われる人の情報共有をするもの。
ヨ	要介護認定	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査等を行い、介護認定審査会の審査判定を経て認定する。介護の必要度（要介護度）は、「要支援1・2」「要介護1～5」の7区分に分かれる。
ヨ	横浜生活あんしんセンター	市内に在住する判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できるよう権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、横浜市社会福祉協議会が運営している。事業内容は〔1〕権利擁護事業（①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス）〔2〕成年後見業務（任意後見・法定後見）〔3〕市民後見人養成・活動支援事業。このうち権利擁護事業は、各区社協あんしんセンター（各区社会福祉協議会）で実施している。
ワ	若者サポートステーション	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング（就労訓練）、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関。
ロ	老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。おおむね60歳以上の会員のクラブで、区によってはシニアクラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。
ロ	ロコモティブシンドローム	加齢に伴う筋力低下や骨・関節の疾患等、運動器の障害が起これ、立つ、歩く等の移動能力が低下し、要介護状態になる危険性の高い状態のこと。

7 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿（平成29・30年度）

平成31年3月現在

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	赤羽 重樹 (平成30年7月1日から)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
	増田 英明 (平成30年6月30日まで)		
3	生田 純也 (平成30年4月1日から)	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
	川畑 正 (平成30年3月31日まで)	横浜市原宿地域ケアプラザ 所長	
4	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 常務理事	障害分野関係者
5	内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
6	合田 加奈子	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
7	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	須藤 友美 (平成30年4月1日から)	神奈川区精神障害者生活支援センター 施設長	障害分野関係者
	森本 佳樹 (平成30年3月31日まで)	立教大学 名誉教授	
10	瀧澤 純子 (平成30年4月1日から)	市民委員	市民委員
	赤澤 礼子 (平成30年3月31日まで)		
11	竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
12	田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科・医学部 教授	学識経験者（保健）
13	田中 国雄 (平成30年4月1日から)	市民委員	市民委員
	下嶋 邦明 (平成30年3月31日まで)		
14	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
15	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者（コミュニティ）
16	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
17	畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係者
18	福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
19	山田 美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
20	米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会



ホームページ で

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区港町 1 - 1
電話 045 (671) 3428
FAX 045 (664) 3622
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町 1 - 1
電話 045 (201) 2090
FAX 045 (201) 8385
kikaku@yokohamashakyo.jp



ほら、
よこはまは
あったかい